

食と放射能のシンポジウム

議事録

平成 25 年 2 月 1 日（金）

福島会場（福島テルサ）

内閣府食品安全委員会
消費者庁
厚生労働省
農林水産省
福島県

○司会（消費者庁 岸 葉子） お待たせいたしました。ただ今から食と放射能のシンポジウムを開催いたします。私は、本日司会を務めます消費者庁消費者安全課の岸と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、主催者を代表して、福島県、村田文雄副知事よりご挨拶いただきたいと思います。お願いいたします。

○福島県副知事（村田） 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介をいただきました副知事の村田でございます。食と放射能のシンポジウムの開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。また、内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省の皆様には、本県の復興にお力添えをいただいております。本シンポジウムの開催にも一方ならぬご尽力を賜りましたこと、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げます。さらに、ご多忙の折、パネルディスカッションへの出演を快くお引き受けくださいました塩谷教授を初め4名の皆様にも御礼を申し上げます。

震災から間もなく2年を迎えようとしております。国内外から寄せられた多くのご支援、そして県民の皆様のたゆまぬご努力、これらが相まって福島県は着実に元気を取り戻してまいりました。本日のテーマであります食につきましては、本県農産物価格が回復基調にあり、さらに去年は桃やリンゴ、さらには福島牛の輸出再開といった明るい動きが出ております。また、米につきましては全量全袋検査を実施し、安全な米だけが市場に流通する仕組みを確立したところでございます。

しかしながら、原発事故の影響による風評は根強く残っておりまして、県産品に対する消費者の不安を完全に拭い去るまでには至っておりません。県ではこれまでも、生産、流通、消費の各段階における検査体制を整備するとともに、検査結果のわかりやすい提供に取り組んできたところでございます。今後とも、除染の推進や検査の徹底はもとより、正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの促進等により、消費者の皆様が安心して県産品を選んでいただけるよう力を尽くしてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本日のシンポジウムが参加者の皆様にとって有意義なものになることを祈念するとともに、本日お集まりの皆様のご健勝をお祈り申し上げて、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○司会（岸） ありがとうございます。

続きまして、消費者庁審議官、草桶左信からご挨拶を申し上げます。

○消費者庁審議官（草桶） 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介をいただきました消費者庁の草桶でございます。

本日は、ご多忙の中、4府省庁と福島県との連携によりますこのシンポジウムに参加いただき、まことにありがとうございます。そして、ここ福島で震災、原発事故からの復興に力を尽くしておられます皆様に心からの敬意を表させていただきます。

開会に先立ちまして、主催者の一人として挨拶を申し上げます。一昨年3月の原発事故を受けて、私どもでは、関係省庁が連携をいたしまして、食品と放射性物質に関するわかりやすい情報提供とリスクコミュニケーションに努めてまいりました。私が所属いたします消費者庁の取り組みといたしましては、例えばでございますけれども、本日皆様にも資料としてお配りしております「食品と放射能Q&A」の改訂を重ね、これまで9万部以上、全国で配布をしております。そして、最新の情報の提供に努めております。わかりやすさと正確さの両立はなかなか難しい課題でありますけれども、私どもとしては、これからもこの資料の改善に努めていきたいと思っております、皆様の忌憚のないご意見をいただければありがたいというふうに思っております。

また、今日のシンポジウムもその一環でありますけれども、昨年度は45カ所、今年度はこれまでに154カ所、そしてこのうち福島県内では64カ所になりますけれども、このようなシンポジウムを開催しております。これにより、消費者の皆様ができるだけ正確な情報に基づいて消費行動ができますよう、私どもとしてお手伝いをさせていただいているところでございます。今後は、福島県内外の消費者の皆様の考え方を再度詳しく把握するとともに、これまでの私どもの取り組みの内容でありますとか、そこで行われた議論を十分吟味しまして、一層効果的なリスクコミュニケーションをやっていきたいと思っております。こうした取り組みがより効果的になるよう、引き続き努力していきたいと考えております。参加された皆様におかれましては、本日の説明内容でありますとか質疑応答を通じた議論、情報を食品中の放射性物質についてのリスクについての判断の材料としていただきまして、日ごろの消費行動に反映させていただければありがたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、本日、第2部のパネルディスカッションに参加していただきます塩谷教授を初めとするパネリストの皆様、感謝を申し上げたいと思います。そして、ご参加の皆様におかれましては、本日のこのシンポジウムが有意義なものになりますよう、それを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会（岸） 村田副知事は、公務のご都合により、ここで退出させていただきます。いま一度盛大な拍手をお願いいたします。

続きまして、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。封筒の中をご覧ください。まず、議事次第があります。資料1として「食品中の放射性物質に関する健康影響について」、資料2として「食品中の放射性物質の基準値及び検査について」、資料3として「農業生産現場における対応について」、資料4、JA伊達みらい「放射性物質低減への取組み」、資料5、コープふくしま「原発事故による放射能汚染に向き合って」、資料6、福島県消費者団体連絡協議会「食と放射線に関するアンケート調査」、その他、参考資料とアンケートが入っています。

参考資料の中に、「県民講座 ご存知ですか？安全な食生活のポイント」というチラシが入っています。福島市内の除染情報プラザで、2月6日、水曜日に予定されています。定員20名ですが、

まだ余裕があるということですので、興味のある方はぜひお申し込みください。足りない資料がありましたら、近くの係の者にお申し出いただくか、休憩時間に受付にてお受け取りいただければと思います。

続いて、議事次第をご覧ください。まず、内閣府食品安全委員会事務局、篠原隆より「食品中の放射性物質による健康影響について」約20分の講演があります。続きまして、厚生労働省、鈴木貴士より「食品中の放射性物質の基準値及び検査について」約30分の講演があります。前半の講演の部の最後に、農林水産省、安岡澄人より「農業生産現場における対応について」約30分の講演があります。この後、約10分の休憩を挟んで、パネルディスカッションを行います。後半では、会場の皆様を交えて質疑応答、意見交換を行います。閉会は16時ごろを予定しておりますので、議事の円滑な進行へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、事前にいただいたご質問については、できるだけそれぞれの説明の中で触れるよう努めてまいります。時間の都合上、全てにお答えするのが難しいと予想されます。ご質問について、説明内容に含まれていない場合は、恐れ入りますが、最後に設けている質疑応答、意見交換の時間の中で再度ご質問くださいますようお願いいたします。

それでは、講演に先立ちまして、国における食品安全対策について、本日登壇する各省庁の役割を司会者より簡単に説明いたします。参考資料「食品の安全を守るしくみ」にまとめてあります。近年、食の安全を脅かす問題が相次いだことなどから、食の安全についてより厳格な対応を行うという、新たな食品安全行政を展開していくことになりました。平成15年に食品安全基本法が成立し、内閣府に食品安全委員会が設置されました。このとき、食品安全の取り組みがリスク評価とリスク管理に分離されました。具体的には、食べても安全か、安全な量はどのくらいかというリスク評価については食品安全委員会が、また実際に守るべきルールづくりや監視などリスク管理の部分は厚生労働省や農林水産省などがそれぞれ取り組んでいます。そして、行政機関のほか、消費者や事業者を交えたリスクコミュニケーションについて、消費者庁がその事務の調整を担っているところです。本日のシンポジウムでは、リスク評価機関として食品安全委員会が、続いてリスク管理機関として厚生労働省と農林水産省がそれぞれ説明を行います。

○司会（岸） 以上、各省庁の役割の大枠をご理解していただいたところで、最初の講演に移ります。

内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、篠原隆より「食品中の放射性物質による健康影響について」ご説明させていただきます。

○内閣府食品安全委員会（篠原） 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました内閣府食品安全委員会事務局の篠原と申します。よろしくお願いいたします。私からは、食品安全委員会が行いました放射性物質に係る食品健康影響評価についてご説明をさせていただきます。

リスク評価の話をさせていただく前に、今日のシンポジウムの最初のご説明ということになりますので、放射線であるとかあるいは放射性物質ということに関します基礎的なお話を少しさせていただきますと思います。皆様もう既にご存じのお話がほとんどかとは思いますが、復習のつもりでお聞きいただければと思います。

放射線と申しますのは、物質を通過する高速の粒子であったり、あるいは高いエネルギーを持った電磁波ということになります。その種類は、ガンマ線あるいはエックス線といった電磁波、そのほか、ベータ線、アルファ線といった電子の流れであったり、原子核の流れであったりといった粒子の流れということになり、それぞれ透過性等の特徴がございます。

続きまして、放射能と人体影響というお話をする際に出てまいります単位のお話をちょっとさせていただこうと思います。放射能の強さ、つまり放射線を出す能力の強さ、放射能の強さということですが、これを表しますのがベクレルです。ある物質中にどれだけ含まれているかといったような形で、食品検査の結果表示などで使われております。それから、放射線を受けた場合の人体影響、これを表す単位というものがシーベルトということでございます。今日の説明の場合は、このシーベルトの1,000分の1であるミリシーベルトという単位を使う場合が多いかと思いますが、いずれにせよ、今日、ご説明で使わせていただくのはベクレルとシーベルトという2つの単位だけでございます。

食品として放射性物質を取り込んだ場合の人体影響の単位であるシーベルトへの換算ということについては、実効線量係数というものがこれまでの知見から得られておりまして、それを使って、体内に摂取したものをどれだけの人体影響があるのかというシーベルトに換算することができるということでございます。

そのシーベルトへの換算の例でございます。実効線量係数といいますのは、セシウム137などの放射性物質の種類ごとに決まっておりますし、また摂取の経路によっても影響は違いますので、経路ごとに、また年齢区分、これは代謝であるとか感受性の差がありますので、年齢区分を設けて国際放射線防護委員会等で設定をされております。例えばセシウム137の場合ですと、大人であれば0.000013という係数が定められています。これを摂取した量、食べた量に掛けることによって、人体影響の単位であるシーベルト、この場合はミリシーベルトですが、換算できるということであります。この例は、100ベクレル摂取した場合ということになります。

それから、放射性物質につきまして、皆様ご存じのとおりだと思いますが、体に取り込んでしまうとどんどん蓄積していくのではないかといったご心配もあったところでございます。放射性物質自体は、その持っております物理学的な性質によって、徐々に減ってくるということがございます。それからもう一つは、体に取り込んだ場合ですので、体の仕組みによって減少してまいります。物理学的半減期といいますのは放射性物質ごとに決まっております、セシウム134であれば2年と

少々、セシウム137の場合は30年程度、ヨウ素の場合は、当初、今回の事故で放出されて心配されたものですが、半減期が8日ということですので、早い段階で検出されない状態になっております。

もう一つの生物学的半減期ですが、ある物質を体に取り込めば、やがて代謝によって排出されていくということになりまして、これまた半分になる時間というのが考えられるわけでございます。これは代謝のスピードによって違いますので、放射性セシウムの生物学的半減期についていえば、年齢によっても異なっておりまして、0歳ということであれば9日程度で半分になるというものが、我々大人になれば数十日かかるということでございます。

それから、放射性物質の影響を考える際に、内部被ばく、それから外部被ばくという言葉も出てまいります。両方とも、人体影響のほうは同じシーベルトで考えていくということになります。内部被ばくのお話は先ほどさせていただきました。放射能の強さ、そのベクレルに実効線量係数を掛けるという形で求めます。ここで、摂取後50年間ににおける積算の線量として計算するということですが、内部に取り込みますので、ある程度の期間、被ばくを受け続けるということが想定されるわけですので、50年間に受ける量を計算できるように実効線量係数が設定されているということがあります。外部被ばくの場合は、その時点の線量率と言っておりますが、放射線の強さに被ばくした時間を掛けることによって求められるということになります。

それから、また少し別のお話として、自然の放射線から受ける線量のご紹介をさせていただきたいと思います。放射性物質というものは、今回の事故等で初めて出たということではなくて、自然界にも存在をしております。そして、そこから出る放射線を我々は昔から受け続けているというお話でございます。事前にいただきましたご質問にも、事故前には食品中には放射性物質はなかったのかというものがございましたが、我々は食品からも被ばくをしています。これは、自然にある放射性物質、例えばカリウム40などが含まれておりますが、これを摂取することで食品からも被ばくをずっと前からしているということでございます。いろいろな形で、宇宙から来るもの、大地の放射性物質から来るもの、またそれが大気中に出て呼吸で取り込むものといったものがございしますが、日本人の場合ですと約1.5ミリシーベルト程度、年間に平均で受けていると言われております。ただ、これも地域差がございします。日本国内でも、県間で比べますと最大で0.4ミリシーベルト程度の地域差がございします。世界にはさらにもっと高いといったような地域もございしますので、その差はもっと大きくなるということでもあります。

食品中にも自然の放射性物質が含まれているというお話をいたしました。その代表的な例でありますカリウム40が含まれている食品中の量をこちらに示しております。キログラム当たりで示しておりますので、乾物はどうしても高く出ております。カリウム自体は、我々の体、動物の体を保つのに不可欠な成分でありますし、また植物にとっても有用な栄養源、不可欠の元素でありますので、動植物にとって必ず持っている元素ということになります。もちろん、我々の体にもあるということでございますが、食品中にもそれぞれ含まれておるということでもあります。

それから、放射線による健康影響の種類、これもご存じのところかと思いますが、大きく分けまして、確定的影響と言われるものがございます。それから、確率的影響というものがございます。確定的影響といいますものは、比較的高い放射線量で出てくる影響ということでございまして、一度に強い放射線を受けた場合の、急性被ばくによります脱毛であるとか、あるいは不妊といったようなものがこれにあたります。この影響に関しては、これ以下の被ばく量では影響の出でこない閾値というものがあるということでございます。閾値を超えて強い線量を受けますと、その影響が開始するということになります。急性被ばくによります永久不妊の閾値は、男性で3,500ミリシーベルト、女性の場合は2,500ミリシーベルトという非常に高い線量ということになろうかと思います。

もう一つの確率的影響でありますけれども、発症の確率が線量とともに増えるとされる影響でありまして、典型的には白血病を含みますがんなどがこれに含まれます。低線量の被ばくの健康影響を考える場合は、こちらの確率的影響のところが問題になろうということでありまして。

がんというお話をしましたが、ここに発がんのメカニズムといいますか、どういうことが起こるのかということを図にしております。放射線を我々の細胞が受けますと、場合によってDNAが傷つく場合があります。それがまれにがん化していくということになるわけですが、DNAが傷つくというのは我々の体の中で日常的に起こっていることでありますので、我々にはそれを修復する機能を何段階か持っております。遺伝子自体が正常に修復されればがんの発症はないわけです。また、そこがうまくいかなかったとしても、細胞を排除する、あるいは免疫系によりますがん細胞の除去といったような形で何段階かの防御のシステムを持っておって、通常はがんには至らずに終わるということですが、ごくまれにこれがうまく排除できずに増殖すれば長い年月かけてがん化してくるという場合があるということでございます。

ここからが、食品安全委員会で行いました食品健康影響評価、リスク評価とも言っておりますが、こちらのご説明でございます。リスク評価とリスク管理の取組については、先ほど役割分担のご説明を司会のほうからも紹介いただいたところです。食品安全委員会は、リスク評価機関として、科学的な知見に基づいて食品中の有害物質摂取によりますリスク評価を行うという機関でございまして。

今回の放射性物質の場合でございまして、事故を受けまして、緊急事態でしたので、厚生労働省のほうで、暫定規制値を従来のものを準用いたしまして急きょ設定をいたしました。それを、事後的でございまして、評価要請がありまして、こちらで緊急時ということで緊急取りまとめをして、結果を通知させていただいて、暫定規制値が1年間使われるという形になっております。ただ、緊急取りまとめは緊急での取りまとめですので、低線量での影響等について引き続きリスク評価を行う必要があるということで評価を実施いたしまして、評価結果を最終的に23年の10月27日に通知させていただいたということでございまして。これを受けて、厚生労働省において、新たな基準値を検討、設定され、昨年4月からこれが施行されていると、このような流れになるところでございまして。

食品健康影響評価は、科学的知見に基づいて行うということでございますが、もちろん現時点における科学的知見に基づいて行うということでございまして、国内外の放射線の健康影響に関する文献を収集し、検討をしております。国際的な機関の報告書についてはそれ自体、またそれが引用している文献自体にもさかのぼって調べていくといったようなことをしておりまして、3,300ほどの文献に当たりました。ただ、食品健康影響評価に使えるという点からいいますと、定量的な反応がわかるもの、つまり線量の推定がきちんとしているかといったようなお話であるとか、研究の設計であるとか手法といったものが適切かといったところで精査をしていかなければいけないということでございます。ただ、食品由来の内部被ばく、これに関するデータが十分あれば、食品健康影響評価ですので一番いいのですが、放射線に関していいますと、これに限定した疫学データはほとんどないということでございますので、外部被ばくも含んだ疫学データも用いて検討を行っております。

それから、原子力関係の国際機関においては、リスク管理のために、高い線量で放射線を受けた場合に悪い影響があるということは明らかなわけですが、低線量での影響が明確でないところがある部分を、高い線量域で得られたデータを、低線量域にも当てはめて適用するというモデルがいくつか示されております。この場合は、直線的に引いてくるというモデルであります。ただ、モデル自体はいくつか提唱されておりまして、直線ほどは下がらないとか、あるいはそれ以上に下がるとか、あるいは確率的な影響であっても閾値があると考えるほうが妥当だというモデルなどもさまざまございます。低線量での影響ということでありまして、これらのモデルの検証は困難だということから、モデルではなくて、被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて判断をするということを行っております。

その根拠となった疫学データ、十分なデータが取りそろえられて、きちんとした設計がされている、また線量等の推計もきちんとしているといったような疫学データとしてこのようなものがございました。1つは、インドにございます自然放射線量が高い地域、累積の線量で500ミリシーベルト強になるような自然放射線量の高い地域の疫学調査のデータがございました。その調査の結果は、そのような地域であっても発がん率の増加が見られなかったといった報告であります。

それから、放射線の人体影響に関します疫学データということでは、広島、長崎の被ばく者に関します調査、これは非常に細かく、また長期にわたって行われて、信頼性の高いデータが得られております。こちらを見てまいりますと、こちらの白血病によります死亡リスクという点では、200ミリシーベルト以上の被ばく集団と被ばくしていない集団を比較した場合には統計学的に差がある、リスクが上昇しているということが見られるわけですが、200ミリシーベルト未満ということになりますと、その差が見られないというデータでございます。

それから、固形がん、通常のがんでございますが、こちらの死亡リスクに関していいますと、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが、125ミリシーベルトまでの被ばく者の集団で

見ますと統計学的にも確かめられるわけですが、それを100ミリシーベルトまで小さくしてまいりますと、これは統計学的には確かめられないというデータがございました。

それから、小児とか胎児に関する健康影響ということは非常に心配されるところでございますので、これも積極的に情報を収集いたしました。チェルノブイリ事故関連ですが、小児に白血病のリスクの増加が見られた、また年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高いといった報告がございました。ただ、どちらも線量の推定等に関して不明確な点がありまして、どこからというふうには言い難いということでございます。

胎児への影響の疫学データという点では、1シーベルト、つまり1,000ミリシーベルト以上の被ばくによって精神遅滞が見られたが、0.5シーベルト、500ミリシーベルト以下では健康影響は認められなかったといった報告がございました。

これらの各種のデータを集め、評価いたしました食品健康影響評価の結果の概要でございます。放射線による影響が見出されているのは、それが最も低い水準で見出されているのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ100ミリシーベルト以上という評価をいたしております。また、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性があるというのが結果でございます。

100ミリシーベルト未満ということの健康影響については、得られるデータのばく露量の推定等に不正確さがございます。それから、あったとしても、その健康影響は小さなものになってまいりますので、放射線以外のさまざまな影響と明確に区別できない状態になっているという可能性があり、それから、もし小さな影響を検出しようとしますと、もっとデータが大きくないと検出できないわけですが、疫学データの対象規模がどうしても小さいということがあって、100ミリシーベルト未満の健康影響については言及することが困難であったという結論でございます。

今、結論といたしまして、生涯おおよそ100ミリシーベルトということを経済評価の中で示したわけですが、これの意味ですが、100ミリシーベルトというのは安全と危険の境界ということではございません。これは先ほどの閾値のような話ではなく、これ以上になると実際の健康影響が出るといったような話ではございません。この値を超えてまいりますと、健康上の影響が出る可能性が高まるということが統計的に見られている値ということでございまして、この値は、実際の追加的な食品からの被ばく量に適用して、管理機関において適切な管理を行うために考慮すべき値ということで示させていただいたということでございます。

以上、私からのご説明でございました。ご清聴ありがとうございました。

○司会（岸）　続きまして、「食品中の放射性物質の基準値及び検査について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐、鈴木貴士よりご説明させていただきます。

○厚生労働省（鈴木） 皆様、こんにちは。厚生労働省食品安全部の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、リスク管理機関である厚生労働省という立場から、食品中の放射性物質の基準値、それからその基準値がどのように守られているのか、その検査体制についてのお話をさせていただきます。

まず初めに、今日のお話のアウトラインですけれども、最初に食品中の放射性物質の基準値の設定の流れについてお話をしまして、それから放射性物質の検査体制と出荷制限などについてお話をさせていただきます。

最初の基準値の設定についてですが、厚生労働省では、一昨年3月の震災を受けまして、速やかに食品中の放射性物質の暫定規制値というものを定めました。こちらは、あくまで事故後の緊急的な対応としまして、文字どおり暫定的な措置ということで定めたものであります。ですので、その後、事故の状況等をよく見て、しっかりとした恒久的な基準値を定める必要があるということで、内閣府の食品安全委員会における評価、それから厚生労働省の薬事・食品衛生審議会という専門家の会議、それから文部科学省の放射線審議会といった多くの専門家の方々の意見を聞きながら、平成24年度から新しい基準値というものを定めたところでございます。

この新しい基準値の基本的な考え方ですけれども、暫定規制値に適合している食品というものの、一般的には健康影響という観点から安全性は確保できていて問題がないというふうに考えられてはいたわけなのですが、より一層食品の安全と安心を確保していくという観点から、暫定規制値で許容しておりました健康影響の指標であるシーベルト、これを年間5ミリシーベルトというものから年間1ミリシーベルトというものに引き下げるということを基本方針といたしました。これによりまして、図にありますとおり、こういった暫定規制値の200ベクレル、500ベクレルといったセシウムの値が、一般食品で100ベクレル、飲料水で10ベクレル、牛乳で50ベクレル、乳児用食品で50ベクレルという値に変わったということになります。

今申し上げました食品の区分の設定理由なのですが、まず飲料水につきましては、全ての人々が摂取し、代替がきかず、その摂取量が大変大きい、そういったこと、それから世界保健機関、WHOにおいて飲料水中の放射性物質の基準が10ベクレルと定められていたということなどを考慮しまして、独立した区分としまして、その基準値を10ベクレルといたしました。一方、乳児用食品と牛乳につきましては、お子様方の放射線への感受性が高い可能性があるといった食品安全委員会の評価なども踏まえまして、独立した区分とし、優先的な放射線防護を図るということで独立した区分にいたしました。

そうしますと、新しい基準値がなぜ年間1ミリシーベルトという水準に設定されたのかということになりますが、まずその大きな理由は、科学的知見に基づいた国際的な指標に沿っているということです。食品の国際規格を策定しておりますコーデックス委員会という組織があるのですけれど

も、こちらが示しているガイドラインも、やはり食品について年間1ミリシーベルトという値を採用しているということが一番大きな理由でありました。この1ミリシーベルトというのは、放射線防護の専門機関であるICRPというところが、年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じて、それ以上の有意な線量の低減効果は期待できないので、さらに厳しい規制を講じる必要はないと言っている水準になります。

2番目の理由ですけれども、食品に含まれる汚染物質の管理の考え方、天然に存在するような汚染物質の管理の考え方として、合理的に達成可能な限り低く抑えていこうと、そういった考え方がございます。この観点から、モニタリング検査の結果などを見て、食品中の放射性物質というものは十分に低減がなされていて、年間1ミリシーベルトという非常に低い水準まで下げたとしても合理的にその目標が達成できるであろうということから、年間1ミリシーベルトという水準を設定いたしました。

続きまして、時々ご質問をいただく内容なのですが、新しい基準値は放射性セシウムにのみ設定されています。そうしますと、そのほかの放射性核種の影響は無視しても大丈夫なのでしょうかというご質問をいただきます。このご質問に対しましては、実はこの基準値は、原子力安全・保安院が、福島の事故を受けまして、環境中に放出されたとしている放射性核種のうち半減期が1年以上あるものについて、その影響を全て考慮できるように計算をしております。具体的には、セシウムの2種類に加えて、ストロンチウム90、それからプルトニウムの4種類の核種、それからルテニウムという核種が考慮されています。

しかしながら、こういったセシウム以外の核種というものは、測定に特殊な装置を必要としておりまして、簡単には測定ができない、また測定をしたとしても非常に時間がかかるということで、検査の観点で、それをルーチンの検査に取り入れるということは難しいということがございました。そこで、セシウム以外の核種は、セシウムの基準値が守られていれば必ず安全な水準に保たれるようにという計算をしまして、セシウムの基準値を設定いたしました。

続きまして、基準値の計算の実際の考え方ですけれども、まず計算する際の前提として、最初に申し上げたとおり、飲料水についてはWHOが示している指標に沿って基準値を10ベクレル/kgといたしました。こうしますと、仮に1年間、10ベクレルの濃度の放射能を含む飲料水を飲み続けた場合の内部被ばく線量が0.1ミリシーベルトにおおよそなります。ですので、年間1ミリシーベルトを飲料水とそのほかの食品をあわせて守れるようにするためには、そのほかの食品からの内部被ばく線量は0.9ミリシーベルトに抑える必要がございます。まず、これが1つの前提です。

それからもう一つ、国内産の食品が全ての流通食品中に占める割合を50%と仮定しまして、その国内産の食品は全て基準値濃度で汚染されていても、年間1ミリシーベルトに達しないようにという計算の前提を置きました。計算式は、先ほど食品安全委員会からのスライドでもございましたとおり、こういった式で表せます。この中で、年間、こちらを0.9ミリシーベルトに保つようにし、

国民の平均的な摂取量、それから国際的に使われている実効線量係数というものを当てはめてあげることで、放射性物質の濃度、これを限度値と我々は呼んでいます、基準値のもととなる濃度を計算したという形になります。

こうした計算は、実は年齢によって、年間に食べる食品の摂取量であるとか、またそれから線量換算係数といったものが違ってまいりますので、こういった10の年齢区分及び妊婦さんで、それぞれの計算を行いました。そうして得られる結果で一番厳しいものを全年代、全ての年代の方の基準値というふうに設定をいたしました。こちらは、先ほどの繰り返しになりますが、年間線量1ミリシーベルトから飲料水の0.1ミリシーベルトを引く、それから0.9ミリシーベルトとなった一般食品に割り当てる線量に対して線量換算係数等を考慮した先ほどの計算を行い、全年齢の限度値をそれぞれ一旦、出してから、最も厳しくなった13歳から18歳の120ベクレルというものをさらに安全側に切り下げて100ベクレルという形にして、全ての年代の基準値にいたしました。

この表をご覧になると、例えば1歳から6歳といった方では300ベクレルが限度値になっている、1歳未満であれば460ベクレルが限度値になっているということで、100ベクレルに対しては非常に余裕があるという見方もできるかと思います。すなわち、どの年齢の方にも考慮された基準であって、乳幼児の方にとっては限度値と比べて余裕もあるという形になっています。

この際、牛乳と乳児用食品の基準値につきましては、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるということから、万が一、これらの食品の全てが基準値レベルで汚染されていても問題がないようにということで、一般食品の半分の50ベクレルを基準値といたしました。牛乳と乳児用食品と申し上げましたけれども、この食品区分に含まれる具体的な食品はこのような形になります。

また、製造、加工食品の基準値の適用についての考え方ですが、基本的には、製造、加工後の食品についても同様に基準値が適用されるということになります。

少し計算などに係る話が続きましたが、先ほどの計算式を逆の観点から見たものがこのグラフになります。すなわち、仮に流通する食品の50%が全て基準値レベルで汚染されていて、それを1年間食べ続けた場合の内部被ばく線量がどの程度になるのかというものを表したのがこちらのグラフです。見ていただきますと、13歳から18歳の男性が0.8ミリシーベルトということで一番高い値になります。一方、1歳未満であるとか1歳から6歳といった方々では0.3ミリシーベルトから0.4ミリシーベルト程度ということで、成人や、中高生の年代よりも被ばく線量が小さいということがわかるかと思います。

ただし、こちらのグラフは、全ての流通食品の半分为基準値相当で汚染されているという、現実にはあり得ない仮定のもとに計算された値ですので、実際の汚染レベルから、真に被ばくしている量はどの程度かということを経算したものがこちらになります。これは、平成23年の9月と11月、暫定規制値が適用されていた当時の調査ですけれども、東京都、宮城県、それから福島県で実際に流通している食品を購入しまして、それを一般的な食品の1日の摂取量及び調理方法に合わせて調

整をしまして、その食品を1年間食べ続けた場合の放射性セシウムからの被ばく量がどの程度になるのかというものを計算したものです。そうしますと、こちらの福島県であっても0.019ミリシーベルト程度、それから宮城県で0.017ミリシーベルト程度、東京で0.002ミリシーベルト程度ということになりました。この黄色い部分が放射性カリウムの値なのですが、放射性カリウムの値がどの地域もおおよそ0.2ミリシーベルト程度の線量があるわけなのですけれども、それに比べて青色で示しているセシウムの値が極めて小さいということがわかりました。

こちらが自然界から受ける代表的な放射線量の被ばくのグラフですけれども、食品からの被ばく量というものは、自然界から、天然でも0.4ミリシーベルト程度あって、地域差によって最大0.4ミリシーベルトぐらいの変動もあるということがわかっています。先ほど申し上げた0.002ミリシーベルトあるいは0.02ミリシーベルトといった水準は、この変動と比べても非常に小さいということがおわかりいただけるかと思います。

続きまして、ここからは食品中の放射性物質の検査についてのお話をさせていただきます。検査の状況ですけれども、平成23年の3月から約1年の間、暫定規制値が適用されていた期間に13万7,000件ほどの検査が行われて、超過は1,200件程度でした。一方、24年の新しい基準が設定されてから既に22万件余りの検査が行われておりますけれども、超過は2,000件程度、基準が5分の1程度に厳しくなったにもかかわらず、超過の割合というものはほとんど変わっていないという状況になっております。

続きまして、検査を行う主体は現在自治体様に実施をいただいているわけなのですけれども、自治体にどのような検査をお願いしているかということをご紹介いたします。検査をしていただく品目等につきましては、国のほうからこういったガイドラインを示しておりまして、対象自治体や対象品目、それから対象区域などについて提示をさせていただいております。検査自体は全ての品目を網羅して行うということではできませんので、対象品目について、特に汚染の可能性が高い食品などを重点的に実施いただくようにという観点をお願いをしております。

こちらが実際の検査の対象の考え方ですけれども、対象の17都県をこれまでの出荷制限の実績などから2つのグループに分けまして、それぞれの地域で過去の放射性物質を含む食品の検出状況などから、例えば50ベクレル以上のものを検出した市町村であれば3検体以上の重点的な検査をお願いしたりとか、また牛肉であるとか乳のような飼養管理の影響を受けるものは定期的な確実な検査を継続していただくということをしております。また、水産物についても、こういった週1回程度、また海産魚類についても、こういう頻度などを提示しまして、検査を重点的に実施していただいている形になります。

実際の検査の方法ですけれども、厚生労働省から通知をしております検査の方法としては2種類がございます。1つがゲルマニウム半導体検査器を用いた方法、それからもう一つがNaIシンチレーションスペクトロメーターを用いたスクリーニング法というものです。最終的な超過の判定、

食品衛生法上の違反というものをとる場合の検査方法はこちらになります。その検査機器がこちらになりますが、こういった試料を細切をしまして、重さを測り、この機械の中に入れますと、ここから放射線がごくわずかに出てきますので、それをここにある検出器というもので測定しまして、最終的に何ベクレルの放射能を含むかということのを測っております。

食品中の放射能というのは非常に微量となっておりまして、検査結果の判定には、特に基準値も非常に低いということもありますので、正確な測定というのが非常に重要になってきております。そういったことで、厚生労働省からは、実際に検査を行っていただいている自治体様のほうには、測定機器の取り扱いであるとか試料の取り扱いといった、信頼性確保の方法なども通知をさせていただいております。こういった形で、検査の信頼性の確保にも努めております。

最後になりますが、実際に食品衛生法に基づく検査によって基準値を超過するものが見られた場合にどのような対応をしているのかということを紹介いたします。食品衛生法の基準値を超過した場合には、まずその食品については、同じ畑でとれたものなどの、同じロットを含めて法違反として処理をいたします。しかしながら、同一市町村、複数市町村であるとか地域的な広がりをもって超過が見られるような場合には、原子力災害対策特別措置法という、もう一つ別の法律において出荷制限をかけております。実際には出荷制限がかかっているエリアからも基準値未満の食品が生産されている可能性はあるのですが、より安全な対応ということでそういった出荷制限という措置を実施しております。また、法的なスキームとしては、著しく高い値が検出された場合には摂取制限という形で、消費者の皆様にもその食品を食べないようにといった指示ができるようになっております。

実際に、現時点、25年の1月20日時点で出荷制限がかかっている食品ですけれども、かなり種類としては限られてきておりまして、やはりこういった、コシアブラ、ゼンマイといった山菜の類い、それから熊肉であるとかイノシシ肉といった鳥獣肉のようなもの、それから、原木を使って外で栽培されるようなシイタケ、それから海産物・淡水産物、そういったものが出荷制限の対象となっております。一方、そのほかの野菜とか、そういったものについての出荷制限というのはほとんどないという状況となっております。

厚生労働省で実施している検査の結果というものは、全てホームページのほうで公表しております。放射性物質が検出されなかった場合はその検出下限値も示しておりますし、基準値未満であった場合にも、少しでも放射性セシウムが検出されればその値を示しているという形になっております。

最後に、ちょっとご参考として、モニタリング調査における各食品の放射能の検出状況をさっとご紹介いたします。一般野菜につきましては、事故当初は大気中に放出された放射能がそのまま付着するという形で高い値が出ておりましたけれども、今はこういった、こちら、右側が2012年の9

月、10月、秋のデータですけれども、100ベクレルを超えるようなもの、スケールがこちらのほうがわかりやすいですが、そういったものは全くなくなってきているという状況であります。

それから、キノコ類ですけれども、先ほども少し触れましたとおり、原木を使ったシイタケなどについては出荷制限が広範にかかるなど、まだ影響が残っておりますけれども、室内栽培の菌床シイタケとか、そういったものについては基準を超えるようなものはなくなっているという状況です。

それから、果実、種実、豆といった食品は、いろんな種類の食品が含まれていますので、多くはあまり説明できないのですけれども、全体としての傾向としては下がってきているということが言えるかと思います。

水産物ですけれども、水産物も野生動物ですので、完全には影響を排除しきれないところがまだ残っておりますが、全体の傾向としては、青色が福島県で、赤色が福島県以外ですけれども、どちらでも値が傾向としてはある程度下がってきているということが言えるかなとも思います。また、魚種についても、底物の魚に基準値を超えるデータが集中しているなどということで、影響が残る魚種というのはかなり限定的になってきているということがわかってきております。

また、そのほか、畜産物ですけれども、畜産物というものは、肉類、それから乳含めて超過というものはなくなっております。

穀類については、秋に、収穫期に重点的な検査が行われますけれども、こちらについても全袋検査等をしていただいておりますが、超過というものはほとんどないということが言えるかと思います。

以上、食品中の放射性物質の厚生労働省の対応の流れにつきまして、基準値の設定、それから検査、それから超過した場合の対応ということでご紹介をさせていただきました。本日お話しさせていただいた内容については、厚生労働省のホームページでもご紹介をさせていただいておりますし、首相官邸のホームページにもさまざまな情報がございますので、よろしければご覧いただければと思います。

最後に、厚生労働省としては、しっかりとした基準を作り、それに基づく検査をしっかりとすることが非常に大切だと思っておりますので、検疫所や国立試験研究機関などでも検査を支援しておりますし、自治体様の検査を補足するような形で、厚生労働省自ら流通食品の買い上げ、検査などもして、流通している食品が本当に安全かということを確認しております。実際に、この検査から大きな問題というものは、今のところはないというふうに思っております。また、検査結果というものは透明性の確保ということで全て公表しまして、国民の皆様の信頼を得られるようにということを努めております。

以上、簡単ではございましたが、厚労省の取り組みのご紹介をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○司会（岸）　続きまして、「農業生産現場における対応について」、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人よりご説明させていただきます。

○農林水産省（安岡）　ただ今ご紹介いただきました農林水産省の安岡でございます。

私のテーマは、農業生産現場における対応というテーマでございます。お話しする内容は、ここに見ていただいているのとおり、各品目ごとの放射性物質検査の状況、結果、さらには生産現場でどういう取り組みをしているか等を、品目ごとにデータを見ながら理解していただくという構成になっています。

すなわち、何をお話するかというと、要は、福島でこのような取り組みをしており、その結果、今それぞれの品目の放射性物質の状況はこうなっているのですといったことを説明する内容になっています。基本的には、今日の説明は、私どもが福島以外のところでこうした説明をして、今の福島県での現場の取り組みや各品目の状況を説明しているということをご理解いただければと思いますし、この後、J A伊達みらいの数又さんから農業現場の実際ご苦労されているお話があるかと思うので、あわせてそちらで、特に現場のご苦労等を聞いていただければと思います。

それでは、私のスライドは54枚あり、ものすごく枚数が多いです。皆さん、壇上から見てもお疲れの様子ですので、前を向いていただいて話を聞いていただければと思います。

では、具体的な内容に入ります。一番最初は、農林水産省の対応ということで、農水省にとっては、国民に安全な食品を安定的に供給する、これが最大の責務です。事故発災以来、福島県を特に初めとした関係県や厚生労働省などと連携して、現場の取り組みの支援、検査等も行っているようにさまざまな支援をしております。

ここから先は、それぞれの品目の話を具体的にしていきます。その前に、一番最初に皆さんに理解をしていただきたいのは、農産物がどうやって汚染されるか、これが頭に入っていると、対策をどうしたらいいとか、検査の結果がどうなっているか、が非常にわかりやすいです。ですから、一番最初にこれを見てください。汚染経路は2種類あります。降ってきた放射性物質が直接付着する直接汚染、それともう一つは、土壌に入った汚染物質を根から吸収する、言い換えれば間接汚染です。

直接汚染というのは、これは事故直後の汚染です。今の汚染の中心は、土壌から吸収する、こちらの間接汚染となっています。結果としてどうなったか。事故直後は、直接降ってきたものが葉物野菜等に付着して、比較的高い値がハウレンソウ等で見られた。特に葉を広げて、降ってくるものを受けとめるような形態の野菜等で汚染が多く見られたということがございました。しかも、福島以外のいろいろな地域で汚染が見られたということがありました。

しかし、それから野菜に関して言うと、事故後圃場にあったものはどんどん収穫されたりしてきて、新たに作付等が進んでいくと、汚染のステージがこちらの根からの吸収になってきました。そうすると、土の中に入った放射性セシウムというのは、土の中に粘土がありますので、粘土というのは放射性セシウムを吸着させたり固定させたりする機能があるので、なかなか作物に吸収されなくなりました。さらには、当然土壌にあるものが全て吸われるわけではないので、今は非常に汚染のレベルが下がってきたというのがあります。

さらにもう一つ、皆さんご理解しておいていただかなければいけないのは、第3の汚染経路とも言うべきものがあります。これは、果物やお茶等です。果物やお茶等は、基本的には、ご存じのとおり、根がすごく深い。しかも、セシウムというのは、降ってきたものは土壌の表面にあって、下のほうには耕うんでもしない限り浸透していきません。そうすると、茶園とか果樹園というのは、基本的には土壌の表面にセシウムがたまっているにもかかわらず、お茶や果樹等で基準値を超える超過が見られた。これはどうしてかということ、基本的には、降ってきた放射性セシウムがお茶の樹だとか果樹の樹などに付着して、それがお茶の新芽だとか果樹の果実のほうに移ったという経路です。ですから、農作物の汚染経路のパターンとしては、こういう3パターンがあるのだというふうなことを頭に入れていただいて、これから説明を聞いていただければというふうに思います。

最初に、野菜、お茶、果実などの農産物の対応です。基本的な対応は、我々、3つ書いてありますけれども、1つは、とにかく農作物に移行する、吸収するのを減らそうとする対策です。要は、汚染された農作物をできるだけ減らそうという生産現場の取り組みです。さらには、収穫後には放射性物質検査を行って、高いものが流通しないようにする。万が一出たら出荷制限するというようなことです。こうした取り組みにより、できるだけ基準を超えるものが生産されないように、さらには基準を超えるものが生産されても、それが出荷されないようにということで万全の対応をしているという状況です。

まずは、先ほど申し上げた果樹やお茶の低減対策をどうするかということです。先ほどご説明したとおり、果樹やお茶は、事故のときに木に付着した放射性物質が新芽や果実に移るのであって、新たに土壌から吸収するのは少ないと考えられています。そうすると、どうしたら減らせるかというと、それは木に付着しているのをどうやって減らすか、今、木の中に含まれているのをどうやって減らすかということだと思います。果樹については、もう皆さんご存じのとおり、果樹の表面に付着しているため、そういう粗皮を削ったり、高圧水で樹体を洗ったりして、福島では去年の冬、ちょうど今ごろ、100万本近い木を一本一本、こうやって洗っていただいて、結果として、今年、もう1年たちますね。24年産については、桃とか梨とかの主力品目については基準超過が見られなかったという結果となっています。

お茶も、初年度は数多くの基準超過が出ました。対策としては、これはもう剪定、通常は表面だけ収穫で取るのですけれども、それを深刈りしたり、中切りというような形にしたりして、とにか

く木の濃度を下げることで低減していく。その結果、低下が進んでおり、今年は主産地についてはお茶で基準を超過するものが見られなくなっています。

ご存じのとおり、農地の除染なども行われています。耕うんしないと、土壌の表層に放射性セシウムが残りますので、そこを薄く削り取る。さらには、上層、下層を反転させて、作物の根が張るところにはセシウムが来ないように、もしくは薄まるようにして作土層での濃度の低減を図るといった対策を行っています。

さらに、対応としては、肥料等の資材からの持ち込み等も考えられるため、堆肥を初めとした肥料等についても、暫定許容値、基準を設けています。400ベクレルという基準を設けて、それを超えるものが農業生産現場で使われないようにといったこともしているというのが、今の取り組みの現状です。

さらには、検査についてです。これは厚生労働省のほうからすでに検査の話がありましたけれども、私がプラスアルファとして、厚労省のご説明に足すとすると、23年、事故直後の1年はさすがに私たちも、どのようなところに汚染があつて、どういう品目が汚染しやすいか、あまり詳しい情報はやはりわからない中で検査をしていました。ですが、23年、1年間検査をすると、どういう品目で濃度が高いのか、もしくはどういう地域は濃度が高くなるのかといったことがわかってきました。ですから、今年、24年度については、100ベクレルを超える値が出たような品目を重点的に検査したり、もしくは高い値が出た地域を重点的に検査を行ったりして、超過が出やすいところは特に重点的に検査を行うなどして、万全な取り組みを図っているというところでございます。

ここからは、具体的な検査結果です。野菜は、23年の事故直後は、先ほど申し上げたように100ベクレル超えるような値、当時は500ベクレルが規制値でしたけれども、規制を超える高い値が結構見られました。でも、先ほど申し上げたとおり、汚染のステージが直接汚染から土壌からの吸収の間接汚染に移行してくると、超過するものが大幅に減ってきました。今、24年度の1月末現在の結果を見ると、1万5,500点の野菜の検査をして、基準超過はたったの4点です。この4点も、その内訳を見てみると、事故直後に汚染された被覆資材を使ってしまって汚染した事例があつたり、野菜については、高い値が出るのは非常に例外的になってきているということが見てとれると思います。

次に、果実です。果実については、先ほどご説明したとおり、福島でいえば主力の桃や梨については24年産では全く基準超過は見られなくなりました。残念ながらまだ、4,240点測って13点ほど超過したものがあります。品目とすると非常に限定的な品目であつたり、地域についても非常に限定的な地区になってきているというふうな状況です。果樹については、一本一本除染するといった取り組みのおかげで低減が図られて、主力の梨とか桃とかについては基準超過が出なかったということで、福島県の皆さんの努力の結果だと思っているところです。

お茶です。お茶は2点、私のほうから説明をしなければいけません。23年のときは、先ほど申し上げたように、直接葉等に付着した放射性セシウムが新芽に移行することにより、残念ながら500ベクレルを超える汚染が結構見られました。その後、先ほど申し上げたとおり、深刈り等の低減対策を行いました、

お茶のもう一つのポイントは、検査の測り方が変わったことです。お茶については、23年度は荒茶等の乾燥した葉の状態で測っていたのですが、24年4月から新基準のもとでは食べる状態で測るという考え方のもとに、飲用茶で、要するにお茶として煮出して測るという方法で検査をしています。飲料水と同じ基準、これは10ベクレル/Lという基準が当てはめられているのですが、超過は24年度は822点中13点となっており、お茶の主力産地はほとんどもう基準値超えは見られなくなってきました。ただ、残念ながらまだ少し超えているところがあって、一部出荷制限はしているという状況にあります。ただ、一年一年、取り組みのおかげで、茶樹の中に含まれている濃度はだんだん下がってきていますから、超過は減ってきているという状況です。

麦は、ご存じのとおり、秋から次の年の春にかけての作物ですから、事故時には畑に麦の葉が出ていたわけです。ですから、残念ながら23年度については基準を超えるような高い値がある程度見られました。ですが、24年産になって汚染経路が変わり、1,816点を検査していますけれども、高い値は全く見られていないという状況になっています。

大豆です。大豆も、23年、昨年度に比べれば今年、超過の割合は少し減ってはきているのですが、まだ残念ながら超過が見られております。我々も、低減対策をどう進めていくかが大豆にとっては課題だと思っていて、今調査研究をやって、来作に向けてもっと下げるためにはどうしたらいいかということを現場でいろいろ検討をしている状況でございます。

ここまでが、野菜等の各品目の検査状況です。概して見ていただいているのとおり、超過している品目は限定的になっています。さらには、超過割合もぐっと減ってきているというのが見てとれるかと思えます。

ここからは、米のお話に入ります。米は基本的に作付制限を行っているのはご存じのとおりです。①のところに書いていますけれども、24年産については、要は、警戒区域等の避難が続いている区域のほか、23年産で500ベクレル/kgを超えるような値が見られた地域については残念ながら作付制限をお願いしました。さらには、100から500ベクレル/kgの値が見られたところについては、ここもやっぱり高い値が出る可能性があるため、地域の米の全量を管理、検査するという条件に作付をしていただきました。それ以外のところは基本的には検査で、福島でいうと全袋検査を行っていただいた。ポイントは何かというと、作付制限、検査、さらには対策、こういう3本柱で米については進めてきました。

この濃い黄色のところが作付制限を24年作で指示したところ、黄色いところには、県北部に見られるように500ベクレル超えが出てしまって、作付制限したところもあります。さらには100から

500ベクレルが見られたところでも全量管理・全量検査というようなことで、細かい管理をしてもらいながら生産をしていただき、検査もしていただいたというようなことがございました。

間もなく25年作ということになって、今週火曜日に25年作の稲の作付の考え方もお示しをさせていただきました。これから具体的な区域をどうするかということは最終的に調整していきますけれども、考え方としては、作付制限の区域は現在よりもさらに小さくなっていき、区域の見直し等に合わせて、これまで避難してきたり、作付を取りやめた区域についても徐々に作付再開を進めていくという方針で考えています。

福島取り組みということになりますけれども、全袋検査、福島県内の約1,000万袋をベルトコンベヤー式の検査機で検査が行われました。すごいことですね、1,000万袋ですから。私たちも、福島県から最初にお話を聞いたときに、1,000万袋という数を聞いて、本当にできるのだろうかというふうに思った記憶があります。実際、現場では非常にご努力いただいて、既に年内には、12月末時点で1,000万袋を超えて検査が進んでいるという状況です。

検査結果、さらに驚くべきはこの検査結果の数字だと思うのですが、1,000万袋に対して基準超過は71でした。これは非常に小さな数字です。パーセンテージにすると、0.0007という超過割合になります。

これはどういうことなのかということを少しわかってもらうために、23年産の結果と24年産の結果を比較しています。これが、23が赤いグラフ、24が青いグラフです。どういう地域かというと、両方比較するために、23年産で緊急調査、残念ながら高い値が出て、500ベクレルを超える値が出た後で、福島県で高い値が出た地域を中心に全戸検査を、2万1,000戸近い農家を対象にやった区域があります。その区域の検査結果について、去年の検査結果と今年の検査結果を比較してみました。そうすると明らかで、同じ地域ですが、100ベクレル超えのところの数字を見ていただければ、23年産では100ベクレル超えの米が1.5%ありました。これに対して、24年産では、0.002%ということで、高い値が見られるところでも、この後説明しますが、いろんな低減対策に現場で取り組んでいただいて、その結果として本当に急激に濃度を下げることを実現したということだと思います。

では、どうやって下がったのか、何が高くなった要因だったのかということをお話しします。ここからの10枚ぐらいはものすごく技術的な話です。ですから、一般の消費者の方がいらっしゃると申しわけないのですが、せっかく福島で話す機会なので、少し何枚かおつき合ください。

どのような要因で米の放射性セシウム濃度について高い値が出るのだろうかということを調べていきました。そういう中では、一番最初に、土壌のセシウム濃度が高いのではないかとと思われるかもしれませんが、しかし、土壌のセシウム濃度と玄米のセシウム濃度をこうやってグラフにしてみると、全く一直線になりません。関係はばらばらです。濃度がすごく高いところだからといって米が作れないか、そういうわけではなくて、濃度が高いところでも大多数は普通に作って大丈夫で、低

い値が大多数を占めます。一方で、土壌濃度がやや低いところでも一部高い値が見られたりすることで、必ずしも土壌の放射性セシウム濃度で、土壌がどれだけ汚染されているかということで玄米の放射性セシウム濃度が決まるわけではないのだなというのがわかります。

では、何がポイントなのだろうというのが、去年から今年にかけて、福島県と我々一緒に調べてきた結果です。新しい結果というのは先週県と一緒に公表していますので、もう皆さんご存じの方がいるかもしれませんが、その中身をここから数枚ご説明します。

最初にわかったことは何かというと、玄米の濃度が高くなる場所は、実は土壌の中の主な栄養素のうちの一つのカリの濃度が非常に低かったということです。どうして、土壌の汚染が地域である程度広がっている中でごく一部の圃場だけ玄米濃度が高くなるのだろうかということを見ていくと、そこではカリ濃度が、通常あまりないようなほど低いことが見られた。

それはなぜなのだろうというのが書いてあるのが2つ目のポツのところで、カリウムとセシウムというのは実は化学的に似ているのです。学校の理科の話のようになりますが、元素の周期律表を見ると、カリウムの2段下にセシウムとあるのですが、実は作物にとってみると、もしくは土壌の中ではカリウムもセシウムもほぼ同じものなのです。ですから、カリがたくさんあるとセシウムはなかなか吸われにくい、カリがどんどん吸われてしまいますから、セシウムは吸収されにくくなる。だけれども、カリが少ないと逆にセシウムは吸われやすい、そういう関係になっているのかということをこれは示しています。すなわち、それが意味することは、カリ肥料をしっかりとやれば、米の中に含まれるセシウムの濃度を下げられるということがわかったのです。それを福島では、24年産では実施していただいて、その結果、さっき見ていただいたように、玄米中の濃度を大幅に下げることができたということがございます。

我々としても、さらにもう少し対策として詰めていかなければいけないと考えて24年産で調査を進めました。ここはもう農家の方向けの話なので、一、二枚、さらっと説明させていただきますけれども、では、どうやってカリ肥料を施用したら対策としてうまくいくのだろうかということをいろんな形で調べました。1つは、どの時期にセシウムは稲に吸われるのだろうかと思ったら、実は作物の生育の初期のところに主に吸われることがわかってきたのです。さらには、そうしたらどの時期にカリ肥料を施用したらいいかを調べると、生育初期に施用したら玄米濃度を下げられるということがわかりました。では、肥料の種類はどうしたらいいだろうとあって、ここは塩化カリとケイ酸カリ、肥料の種類を変えて効果を見ると、これは即効性のある塩化カリを元肥で施用するほうが低減効果があることがわかったりした。こういう結果をもとに、我々、今度は25年作ではさらに万全を期した対策を現場でやっていただければと思っています。

さらには、土壌に関していえば、高い値が23年作で見られたところの特徴としては、1つは耕うんが浅いところ、なかなか、山合いの圃場で大きな農業機械が入れないところ等でどうしても耕うんが浅いところが多かった。耕うんが浅いとどうなるかというと、表層にある放射性セシウムが混

ぜられないので、セシウムが土壌の表面にたまってしまう。さらには、現場へ行って、私が自分で根を引っっこ抜いたやつですけれども、根張りが浅くなるので、簡単に抜けてしまうのです。すなわち、表面にセシウムは集まっているし、根は表面に集まっているしということで吸収されやすくなるといった状況がありました。ですから、先ほどのような場合については、耕うんを深めに行うといったことが対策として考えられる。

さらには、現場のご懸念とすると、水の影響というご懸念は結構あります。やっぱり、山から流れ込んでくる水が米に影響するのではないかとというご懸念がある中で、いろいろな調査をしています。基本的には、水の中というのは、溶けているセシウムと、粘土とか濁りの成分にくっついているセシウムがある。溶けているセシウムというのは作物に吸われやすいのですが、濁りにくっついているセシウムというのは、粘土にくっついたりしてなかなか作物には使いにくいということがわかっています。そういう中で、現場ではため池などいろんな形で検査をしています。そうすると、検査をしてみると、基本的には通常時には放射性セシウム濃度はほとんど高い値がないことがわかりました。

これは溪流水、山から流れ込んでくる水の調査結果で、ずっと毎日毎日測ってきたところです。そこで見てみると、大雨の後というのは高くなるのだけれども、通常時は低い結果になります。ほかにいろんなところで水を測っていますけれども、基本的には、通常の水の濃度というのは1や2ベクレル/Lの検出限界よりさらに下のレベルということがわかっています。大雨後等の高い値の時を見てみると、濁り成分ばかりで、濁った成分をろ過して、どれだけ放射性セシウムが水に溶けているのだろうと見てみると、こういうときも溶けている成分というのは基本的に少ないということがわかってきています。

結果としては、水からの影響というのは全くないわけではないけれども、こういう現場の水中の放射性セシウム濃度の実態を考えると、米への影響というのは限定的なのではないか。さらには、それを検証するためにポット試験を行っています。これは、ポイントを言うと、放射性セシウム濃度を現場にないような高濃度にして、さらに言えば全部溶存態で試験を行うと、玄米の放射性セシウム濃度は高くなる。しかし、通常想定されるような濃度で試験を行うと、玄米への移行というのは少ないことがデータとしてわかってくるのです。ただ、水からの影響はさらに調査が必要です。現場でさらに調査なども進めながら、どういう要因があるかというようなことを調べていろいろ取り組みを進めていきたいというふうに考えています。ちょっと、こんなふうに高くなる要因等の調査が進んでいって、それをもとに様々な対策を進めているということをご理解いただければと思います。

次は、畜産物です。畜産のポイントは飼養管理、餌の管理です。餌については、肉になったときに基準値の100ベクレル、牛乳だったら50ベクレルを超えないようにということで餌の基準を設けています。餌については、こうした基準に沿った餌だけが給与されるよう飼養管理の徹底をお願いします。

しているほか、牧草地の除染等を進めているほか、牧草地の餌が使えないところについては、代替の輸入飼料なりの手配のご協力などを進め、現場で餌の管理を徹底していただいているという状況です。

さらには、もうご存じのとおりで、検査での対応です。23年度に高い値が牛肉で出てしまったということもあって、今は全頭検査、全戸検査といったような形で、非常に詳細な検査をしていただいています。

検査結果を見ていただくと、最初に原乳です。原乳は、事故直後の3月は少し超えるもの、高い値が少し見られました。ですが、23年の4月以降、50ベクレル/L超えのものは全く見られていないという状況にあります。

牛肉については、23年度は高い値が見られてしまっています。ですが、その後、餌の管理の徹底を図っていただいた結果、100ベクレルを超えるような値は6点と極めてわずかとなっています。これはすなわち、10万7,131頭測ってこういった結果となっており、当然、超えたものについては出荷されないように処分なりされており、安全なものだけが流通されるよう取り組まれている状況です。

ほかの肉について、豚肉は基本的にはご存じのとおりで、輸入の配合飼料が主体ですから、高い値というのはほとんど見られていない。同じようなことで、鶏肉、卵なども同じような状況だということです。

ここからは、林産物と水産物です。キノコについては、残念ながら高い値がまだ見られています。特に原木を使ったキノコ生産、シイタケ等の生産については高い値が出ています。これは、原木が汚染されていたからということで、安全なキノコの原木の確保のための支援を行ったり、ほだ木の除染等の取り組みを進め、現場でキノコ生産が、安全な生産が確保されるようにということで現場の取り組みをご支援しているという状況です。

原木については、同じく、餌などと同じように基準を設けて、ほだ木だったら50ベクレルといったような基準を設けて今管理をしているという状況です。残念ながら、原木きのこについては少しまだ高い値が見られています。そういう高い値が見られたところについては出荷制限などをして、安全なものが出荷されるようにということで取り組みをしています。

一方で、菌床については、これは消費者の方々には、東京等でよく説明するのですが、シイタケが全部危険というわけではなくて、菌床なんかでは高い値は出ておりません。シイタケが一般に汚染されているわけではないということは、ご理解いただけたと思います。

山菜、野生キノコというところは、除染等が難しいこともあって、超過が引き続き見られていると、それぞれそういう高い値が見られたところについては、出荷制限なりをさせていただいているという状況でございます。

最後になります。水産物です。水産物の最初に、検査結果からご説明をします。水産物に関しては、これを一見見ると高い値が多く見られているように、これまでの農産物の結果から見えるのではないかと思います。これは、ただ、申し上げたいのは、こうしたものが流通しているわけでは当然なく、出荷制限や操業自粛等が行われている中で、汚染状況をモニタリングするために検査したデータが入っています。ですから、全然出荷とか今の時点でされていない海域等の汚染状況を把握するための検査の結果なども入っていますので、こういうふうな形で高い値が見られたりしているという状況です。

水産物については、まずはとにかくしっかり検査をしようということです。水産物の中には、例えばどういうところにすんでいる魚種なのか、もしくはどういうタイプの食性や生理を持っている、どういうタイプの魚なのかということによって汚染状況が全然違うということがわかってきました。ですから、検査としては、過去50ベクレルを超えたことのある魚種とか主要水産物を中心に検査はしているのですが、例えば表層の魚なのか、中層の魚なのか、低層の魚なのか、ということでも全然汚染状況が違いますし、場所はどこなのかというふうなこともあるので、こういうふうにそれぞれカテゴリーに分けて細かく検査をしています。回遊魚、魚については、県境、ここから先はあなた、行っではいけないよというわけにいかないですから、当然回遊の状況なんかも考慮して検査をすると、内水面なんかも地域を分けて検査するといったことを行っています。

結果として、今どうなっているか。表層にすむ魚については、今、海でいうと、水自体は水質を見ても低くなっており、結果として、表層魚のイカナゴとかカタクチイワシなどの検査結果を見ると、最初は高い値が見られたのですが、今はもう非常に低い値がほとんどです。

低層の魚は、例えばまだ底質が区域によっては汚染されたものもあつたりするので、高い値が見られたりもしています。ですが、底魚の中にも、魚のタイプによっては実は全然高くないものもあつたりします。例えば、イカ、タコ、エビ、カニというのは、これは魚の生理がそういうふうになっているのしょうね。全然高い値が見られない状態が続いています。このように、生息域の環境だとか、どういうものを食べるのかとか、体の中でどういうふうに、要するに生物としての生理が働いているかということによって汚染状況が違うのだということを理解していただければと思います。

同じように、回遊魚などもそういうことで、最近の結果を見ると高い値は全く見られていないということが続いています。

内水面に関していうと、まだ残念ながら区域によっては高い値が見られています。ただ、養殖を一般的に見ると、天然と違って、基本的には低く管理されているという状況です。

出荷制限、その結果、高い値が見られているところについては、福島では、海の魚種、さらには内水面などでも区域を限って出荷制限をさせていただいている、他県についてもさまざまな出荷制限で対応していただいているということがございます。

さらには、福島に関していうと、操業自粛というのが沿岸漁業や底引き網漁業でされています。ただ、少しずついいサインが見えてきたのは、さっき申し上げたとおり、魚種によってはほとんど汚染が見られていないもの、タコとかイカとか申し上げましたけれども、そういうものについては大丈夫ということがわかってきましたので、品目を限って試験操業が一部再開されてきているという状況です。そのほか、他県でも一部出荷、生産の自粛などが行われています。

そういうことで、魚については、どこの海域でとれたのかというふうなことの表示なんかもして、消費者への情報提供なども行っている状況です。

最後の1枚です。こういう中で、農水省としてはさまざまな支援をしています。現場がいろんな低減対策に取り組んでいただくための支援や、検査をしっかりやっていただくために支援なども行っています。

プラスアルファ、これは今、国会で議論していただいている補正だとか25年度の当初予算で今要求しているものですが、福島県産の農産物については、先ほど副知事のほうからご挨拶もありましたけれども、買い控え等の懸念もまだあるということです。福島の農産物に対する正しい理解をしてもらって、ブランド力を回復してもらおうというために、例えばメディアを使った広報活動などを県として進めていただくための支援なども準備して、福島の取り組みを支援しているところでございます。

すみません、ちょっと長くなってしまいました。ご清聴ありがとうございました。

○司会（岸）　ここで、休憩に入ります。

若干延長していますので、その分を足すことにします。現在14時37分ですので、10分後の14時47分あたりに再開します。細かいですが、よろしくお願いいたします。開始時間までにお戻りください。

（休憩）

○司会（岸）　時間になりましたので、再開いたします。

ここからは、パネルディスカッションの部に入ります。

また、ただ今からNHKのカメラがこの会場に入ります。本日の説明会は、質疑応答を含め、議事録に取りまとめ、ホームページなどで公開する予定です。公開してもよいという方は、意見交換における発言の前にご所属とお名前をお願いします。公開を希望されない方は、ご所属やお名前の発言にご留意願います。

壇上には、先ほど講演を行った3名に加え、コーディネーターとパネリストの皆様が上っておりますので、ご紹介させていただきます。まず、私のお隣は、コーディネーターとして加わっていただく福島大学人文社会学群行政政策学類教授、塩谷弘康様です。

○コーディネーター（塩谷） 塩谷です。よろしくお願いします。

○司会（岸） そのお隣は、伊達みらい農業協同組合福島原発震災復興担当参与、数又清市様。

○伊達みらい農業協同組合（数又） 数又です。よろしくお願いします。

○司会（岸） そのお隣に、コープふくしま理事、日野公代様。

○コープふくしま（日野） 日野でございます。よろしくお願いします。

○司会（岸） そのお隣は、福島県消費者団体連絡協議会事務局長、田崎由子様です。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎） 田崎です。よろしくお願いします。

○司会（岸） 皆様、よろしくお願いします。

それでは、ここからしばらくの間、進行を塩谷弘康先生にお願いしたいと思います。先生、よろしくお願いします。

○コーディネーター（塩谷） 先ほどご紹介いただきました福島大学の塩谷です。

現在、私は県の消費生活審議会の委員を務めております。消費生活審議会といいますのは、県民の皆さんの消費生活の安定と向上を図るため消費者行政のお手伝いをする委員会ですが、ふだんであれば、消費者行政は多重債務であるとか振り込め詐欺であるとか、そういったさまざまな消費者問題に対応しています。

しかし、3.11以降、特にこの福島においては放射能問題への対応が中心になっていまして、簡易測定器を皆さんの身近なところに設置して、測定体制を整えるとか、あるいは今回のような講演会を各地で開くとか、そうしたことを現在進めているところです。なかなか、福島の状況、少しずつはよくなっていますけれども、まだまだ不安を感じていらっしゃる方も多いと思います。せっかくの機会ですので、国の皆さん、そしてこれからお話のある、県でさまざまな取り組みをされている、生産者、流通・小売、そして消費者の皆さんからいろいろご意見を出していただきながら、そして会場の皆さんからもご要望、ご質問を出していただきながら、実りあるパネルディスカッションにしていきたいというふうに考えております。

それでは、まず生産者サイドの取り組みについて、伊達みらい農業協同組合福島原発震災復興担当参与の数又さんからお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○伊達みらい農業協同組合（数又） それでは、皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介をいただきましたJ A伊達みらいの数又といたします。よろしくお願いします。

時間も限られてございますので、お手元の資料、十数ページございますが、J Aとして、我々伊達みらいであります、それぞれ、各行政から業務委託等々を受けて放射性物質の吸収抑制対策を行った点について若干ご報告をさせていただきたいと思います。

私も昨年の3月から長い戒名の役職になっているわけですが、今までは我々としては、ベクレルとかいろんな、シーベルトとか、そういう値すらほとんど知識はなかったと、こういう状況の中での取り組みであります。農協の概要は、資料を、大変申し訳ないのですが、ごらんいただきました

いと思います。

低減対策として、大きくは2つということでご理解をいただきたいと思いますが、先ほども農水省の安岡室長さんのほうからお話がありましたが、大きな1つは、果樹の洗浄、粗皮削り等々の除染作業を行ったということでもあります。非常に膨大な、当管内、面積があつて、ちょうど厳寒期でありました。そういう季節に膨大な班を編成して、延べ作業員が、ほとんど農家の方々であります。ご協力をいただきまして、3万5,000人という延べの人数を費やした作業になっているわけです。そんなことで、後でもグラフがありますが、乾燥果実であるあんぽ柿以外はほとんど問題なかった状況で、出荷をしているということでもあります。

それから、大きな1つとしては、これもお話ありましたが、水田の除染、吸収抑制対策をやらせていただきました。昨年の春、ゼオライト、10アール当たり200キロ、さらにケイ酸カリを200キロということでもあります。ただ、当JAの場合は、いかに1市2町、いずれも1市2町の業務委託を受けてJAとしてやらせていただいた結果であります。作付が予定されている水田をくまなく、全てをやるということがJAに課せられた、組合員の吸収抑制対策をいかに効果を上げるかということが最大のポイントだというふうに我々は思っています。したがって、農家の方々の協力を得て、おおむね2,000ヘクタールを全て実施した状況であります。約90台のトラクター、管内で動員しまして全面積を実施致しました。

後でも資料にあります。新基準値の100ベクレルを超えるのは、当1市2町、伊達みらい管内はおかげさまで一袋もなかった、こういうことが24年産米の最大の結果ではなかったかなと、こういうふうに思っています。今申し上げましたように、地域全体として取り組むということが最大のポイントではなかろうかと、このようにも思っています。

これは果実除染の本数ですが、すごい本数なのです。夢のような話です、果樹全部で約47万本ですから。全て、作業員が樹園地で一本一本やったわけですから、特に柿が残念ながら今自粛状況であります。あんぽ柿が、本数が20万本を超えるという、伊達みらい管内の流通される樹種を全てやったというような状況であります。

なお、低減対策の効果は、いろんな資料で今までも見ているかと思うのですが、おおむね、これは果樹の関係のグラフであります。c p mで表しております半分から約8割近く落ちていると、こんな状況であります。

これが水田の低減対策であります。約2,000ヘクタール、1市2町の中でのベクレルの状況は、表の結果です。25年産作付に向けて、共同作業として、何とか1市2町、再度できないものかということで今検討計画しております。

それから、これは安全安心対策の考え方ですが、これは県の恵み事業を活用させていただきながらやっているわけですが、基本的には、当JA、過去に農薬問題で収去、残念な結果の事例がございました。それを生かして、ISOの9001を取得してその管理をしているわけです。その基

本的な考えに基づいて、今回の放射性物質の自主分析の考え方も行っているということであります。

これが、12月末までにJ A内部での、Na Iであります、分析したものと、さらには当然J Aだけではできません。短時間でやるものですから、当然外部の民間分析会社のゲルマニウム分析に委託をしております。全体では、全品目やっておりますから、1万6,000強ほど12月末でやっております。これは、基本的には、出荷、流通するものは全て防除日誌と一緒に現物をサンプリングしていただいて分析をする、それで確認をして出荷をしていく、こういうシステムになってございます。

時間がないですが、先ほども各省庁からお話がありましたが、これは東京農大の後藤先生が測ったものです。我々が農業者として使っている塩化カリがございます。これも実質、自然の放射能としてあるわけなのです。数値的にもこのくらいあるわけです。1万6,000ベクレル、こういうことです。ですから、私も考えているのは、自然の放射線、あるいは人工的な放射能は実質は一緒だと、そういう捉え方をしていかなないと当然理解もなかなか得られないだろうと、そんな考え方を持っております。

それから、次の資料は、先ほどもありましたので、省略したいと思いますが、最後に、先ほど申し上げましたように、水稻の吸収抑制は当然継続して行っていきたいという考え方と、それから最大は、やはり当J A管内の、今いろいろ各関係機関、行政にお世話になって柿樹体の詳細調査等をやっておりますが、名産のあんぽ柿の再開に向けてどういうふうに取り組んでいくかということがあります。いろんな詳細調査もだんだんとまとまってきておりますから、知見に基づいて再開を希望したいと、こういうふうに現在のところ思っております。

時間をちょっと超過して申しわけございませんが、以上申し上げて、非常に説明不足であります、よろしく願いを申し上げたいと思います。以上であります。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。

時間が非常に短いので、足りないところは後の意見交換のところでまた補っていただくということにしたいと思います。

それでは、続きまして、小売を代表して、コープふくしまの取り組みについて、コープふくしま理事の日野公代さんからお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○コープふくしま（日野） 本日は、このような席でお話しする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。生活協同組合コープふくしま、組合員理事をしております日野と申します。よろしくお願いいたします。

2011年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、コープふくしまが進めてきました取り組みを紹介させていただきます。まず、生活協同組合コープふくしまとはといいます

と、中通り、浜通りを活動エリアとし、事業展開をしている生協です。それぞれのエリアには、組合員が定例活動をしているコープ委員会があります。これがその様子です。

震災以降の歩みをざっと11項目挙げてみました。全国の生協からの支援のおかげで、こういった生協らしい活動ができました。初めは、何が起きているのかを冷静に知ることから始めました。窓を開けることや物を食べることで、当たり前の生活に不安や恐怖を覚えた頃でした。学習を重ねるにつれ、冷静に判断できるようになりました。これがその様子です。

ガラスバッジの測定をしましたが、本来、放射線にかかわるお仕事の方がお使いになります。一般の私たちには、数字だけの結果が届いても、なかなか意味が理解できません。そのため、結果を踏まえた学習会が必要となりました。

こちらは、放射線安全フォーラムの理事の方です。専門家の方から伺うと、いろいろとわからないことも冷静に判断することができるようになりました。

これが測定結果です。0.1の方が大体、ほとんど、多くて、0.2の方がその半分程度の結果が出ました。この測定結果も、普通にただ数字だけが出てきまして、0.1と0.2の数値を比較しますと倍ですが、人により1カ月とか2カ月装着したトータルの数字が届きます。おじい様とお孫さんと、同じ家庭で数値が倍だと、子どもたちを心配する余り、ストレスを抱える方もおいででした。お孫さんは2カ月の装着で、おじい様は1カ月というときの結果が倍だということがわかると安心なさる方もいらっしゃいました。これは1カ月分の結果です。

このように、初めての環境に多くの不安を抱えていることがわかります。今大切なのは、この目線になって学習を進めることだと気づかされました。

外部被ばくが理解できたとき、次の不安というのが内部被ばくでした。子育て世代の多くが心配を抱えていました。食事調査は、各家庭の実際の食事と同じものを測定し、含まれる放射性物質を客観的に捉えること、得られた測定結果をもとに、学習や情報発信などを通し、実態について理解を深めることを目的としております。調査は、各家庭の間食から飲み水まで、食事全て、2日間で口に入れるもの全てが測定試料となりました。5万秒、14時間かけて、ゲルマニウム半導体検出器で下限値を1ベクレルとして検査しています。

こちらが1回目の結果です。2011年11月から4月にかけて、組合員さんから協力をいただきまして、食事を提供していただき、こういった結果が出ました。県内100世帯にご協力いただきました。90世帯が不検出、10世帯に微量のセシウムが検出されました。ここの少し赤くなっている部分がセシウムの検出された箇所です。この食事を、例えば同じ食事を1年間続けても、0.02から0.14ミリシーベルトの内部被ばくと、比較的少ない値だと言えます。この結果は、新基準値の根拠である年間許容線量1ミリシーベルトに対して1.9から13.6%に当たります。

こちらの緑の線が放射性カリウムです。これは、原発事故に関係なく、以前から食品中に含まれていた物質で、成人の体内ですとおおよそ4,000ベクレルぐらいあるそうです。これらの全てのサン

プルからカリウムが検出されています。およそ11から58ベクレルありました。これで見ると、検出されたセシウムの量は、食材の違いによる家庭間のカリウムの変動幅に、この差と、セシウムが出た量というのがここに、上に足したとしても、大体その幅に埋もれてしまうという結果でした。

こちらは、食事調査の検査に協力された家庭の親子さんです。こういった形で検査が行われているかを実際に見ていただいて、また一緒に食料を刻んだ状態でこういった検査をするのかも体験していただきました。

この調査をするにあたり、調査の参加者に対して、調査の意義、目的を事前に説明し、調査後には、結果の見方、内容を個別または学習会などで丁寧に説明し、質疑応答など情報共有を行いました。

こちらが2回目の結果です。2012年4月の新基準施行以降の2回目の調査では2家庭、3回目は、途中経過ですが、51世帯中3家庭、検出限界をわずかに超える値でセシウムが検出されました。最も多くの放射性セシウムが検出された食事と同じものを仮に1年間続けた場合の実効線量を計算すると、1回目は0.14ミリシーベルトでしたが、それ以降は年間0.04から0.05ミリシーベルトとなり、年間許容線量の4から5%程度と減少しています。

こちらは、食事調査に参加してくださった方のアンケートです。ここからは、最初は心配だったのですがという声は多いのですが、その後、安心、またその後に期待という心の変化が見られます。

この間の測定結果から、福島県の検査体制のもとに流通している食材を使用した食事の多くは1ベクレル/kg未満であることが確認できます。また、生産者、加工業者さんの努力もあって、基準値ぎりぎりのものは出回っていないことも一因ではないかとうかがえます。

今後は、食事とホールボディーカウンターを関連づけて、両面から測定していくことを進めていきます。それが、放射能による影響を捉える上で望ましいと思っています。ひらた中央病院さんの中にある研究所と福島県立医科大学放射線健康管理学講座との協力も得られています。こういったことを、食事とホールボディーカウンターと両面から捉えていくことが大事だと思います。

安全性が確認された県産の農産物をセットにし、東北6県の生協で宅配で展開しました。これがチラシの内容です。多くのご利用をいただきまして、さらに皆様からお便りがたくさん届きました。

大分県では、生産者の声を大切にということで、伊達みらいさんの圃場とかを見学に来ていただきました。桑折の選果場です。生産者の声を大切に、ずっと応援すると励まされました。

コープ東海事業連合が、桃の花の咲く頃、福島に足をお運びになり、目で確認し、取り扱いを進めてくださいました。これがその桃の花の咲く頃で、そこからずっと引き続き応援して下さっています。

これは、福島県の農産物を支える取り組みのチラシです。県の農産物を適正な価格で取り扱い、応援する取り組みです。今後も継続していきます。

福島県民は防護服を着て生活しているのという、そんな声があるほど現状は知られていません。ここを見て知ってほしいと、県外にも働きかけをしていきます。福島県が忘れ去られることなく、元の暮らしを取り戻せるよう、人に寄り添いながら、子どもたちへ未来をつなぐ取り組みが大切だと思います。寄り添いながらということです。これからも多くの方にご理解をいただきながら、食事調査やホールボディーカウンターなどの調査と、それを進めながら、生産者、消費者、フードチェーンにかかわる全ての人々が1つになる取り組みをしていきたいと思っています。負けないでいきたいと思っています。駆け足となりましたが、ご清聴ありがとうございました。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございました。

それでは、最後に、消費者サイドから、福島県消費者団体連絡協議会事務局長の田崎由子さん、よろしくお願いします。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎）　皆様、こんにちは。私は、福島県消費者団体連絡協議会の事務局長をしております田崎と申します。

資料6をご覧ください。私たちの団体は、県内にある消費者団体が集まっている団体です。ですから、震災後1年間は主な活動といったものができませんでした。余震も大きかったですし、避難する方も周りにいました。いろいろなことが周りで起きて活動することができなかったのです。今年は県内の皆様の放射線に対する状況を把握したいと思い、アンケート調査をすることにしました。

調査の目的としては、やはり皆様の状況がどうなっているのか、心配はどこにあるのか、あるいは現状はどうなっているのか。福島県はとても面積が広いので、身近な方の意見も大切にしながら、県内全体としてどうなっているのかを調べようということになりました。調査方法としては、加盟している会員さんが中心になり、それぞれの地域にアンケートを配布し、記入していただいたアンケートを回収しました。また、こちらの写真にございますように、「ごちそうふくしま満喫フェア」が郡山市のビッグパレットふくしまでありましたので、イベント会場にブースを設けて、皆さんに記入していただきました。アンケート調査の期間は、平成24年の7月から9月の3カ月です。

調査結果は、3カ月という短期間にもかかわらず、661名の方から回答をいただきました。一番多かった市町村は郡山市で142名です、また回答された方の市町村数は35でした。内訳は、男性が108名、女性が553名です。年代は60歳代以上が多かったです。これまでのアンケート調査では大体高齢の方からの回答が多かったのですが、今回は若い方からの回答も多くありました。特に30代が多かったこと、全体的には10代から30代で2割に上りました。

アンケートの質問1つ目、「震災後、食生活の変化はありましたか」ということをお聞きしました。とても変化があった、あるいは少し変化があったという方は全体の82%に上ります。この割合は、予想していた範囲内でした。ただし予想外だったのは、「変化がなかった」という方も116人

おられたのです。「変化がなかった」と回答した方の半数は会津地方の方でしたので、地域によって差があるというのがわかりました。

質問2で「どのような変化でしたか」とお聞きしました。表には多い順に書いてあります、野菜が一番多かったのです。皆さんのご意見は、食べなくなったとか買わなくなった、あるいは作っても家族が食べなくなったとか、いろんなご意見がありました。次に多かったのは、お米、果物、魚、肉という順になっております。その他というのは、いろんなご意見があったのですが、結構多かったのは、水を買うようになったこと、つまり今まで普通に飲んでいたお水を放射線が心配で買うようになったことです。

次に質問3です。「どんな食材を今買っていますか」ということをお聞きしました。以前、私たちの団体では、フードマイレージ、あるいは食についてのアンケート調査をしたことがあります。そのときは、地元のものを買う、県内のものを買うという方が多かったのです。ところが、今回、一番多かったのは県外産を買う、次に県内の産地を見る、それから自分の家で作ったものを食べる、あるいは全体的に県内のものは食べますという方だったのです。ですから、「県外産を買うようになった」が一番多いことから、風評被害ということを言われているのですが、私たち消費者も何となく心配で、県内のものが買えなくなったというのが、ここどうかがえるのではないのでしょうか。

次の質問です。現在、各市町村で放射線検査をしています、それについて「信頼できますか」。行政の方がいらっしゃると思いますが、全体の4分の3の方は信頼しているというお答えでした。しかし、4分の1は、検査に対する不信感もあるのでしょうか、あまり信頼できないとか、全く信頼できないと答えた方もいらっしゃいました。

次の質問は、地元で放射線量の検査をする場所がありますが、「測ってもらったことがありますか」ということです。測ってもらったという方は約3割、これから測ってもらうという方は約15%、考えていないという方が半数より多かったのです。ご意見としては、検査に1キロ持っていく、あるいは自家消費に限られるということがネックになっているようでした。

次の質問ですが、「放射線について生活上の不安はありますか」と伺いました。9割以上の方が生活上の不安があると答えられました。そして、次の質問では「どんな不安ですか」と伺いました。こちらの回答はちょっと意外だったのですが、一番多かったのは健康でした。次に食全般、自分のこと、家族の将来のこと、そして自分の仕事のことというお答えでした。今回は食についてのご質問を中心にしております。複数選択ではありますが、健康が多かったということです。皆さんが不安に思っているのは、当初は食についての不安だったかもしれませんが、昨年の7月から9月にかけてのこの調査では、もしかして食から自分の健康や家族の健康のほうに不安が移ってきているのではないかと思います。

次の質問では、「食全般に関して、どうしてもらえば皆さんは安心できるのでしょうか」と伺いました。その結果は下の表にありますように、第1番目が徹底した食品検査、次に確かな情報、除

染、健康診断という順でした。複数選択ですので、全ての項目を選択した方、つまり全てやっても
らわないと安心できないという方もいらっしゃいますし、1つだけ選択した方もいらっしゃいま
す。

先ほど徹底した食品検査の希望がありましたが、福島県内では玄米の全てのお米の検査が始まっ
たので、消費者の方が望んでいたことが形になり、とてもうれしく思います。検査済みシールが張
られておりますので、私たちも確認でき、安心して買えるようになったのではないかと思います。
ただし、玄米だけ、お米に限られ、全部やるのはお米だけということなので、ほかの野菜とか果物
も、本当は全部検査して欲しいと望んでいるのではないのでしょうか。刻んで検査するため、全てを
検査すると私たちの食べるものがなくなってしまいます。そのため安全性を確保するためには、前
半の話を聞くと、一部納得できることがあります。

次は皆様からいただいたご意見です。今回は661名の方から回答をいただきましたが、ほぼ全員
からいろいろなご意見がありました。1行で簡単に書いていただいた方もいますが、欄いっぱい書
いていただいた方もたくさんいらっしゃいますので紹介します。食品検査は、やはり全部検査して
もらえればある程度信頼できますという方もいらっしゃれば、基準値が100になったけれども、99な
ら安全というので、99以下でもきちんと食品に表示してほしいというご意見もありました。

また、いろんな情報が私たちには入ってくるけれども、その話をする方によっていろいろです。
同じことについて、これは安全です、これはちょっと心配だとか、いろいろなことを言われる方も
中にはいらっしゃいます。そのため講演を聞いたときに、どれを信用していいのかわからないとい
うご意見もありました。

結果として、まとめになりますが、調査して感じたことは、福島県内でも住んでいる地域によっ
て差がある、感じ方に差があることです。ですから、福島県の場合はと一律に言われても、地域に
よって違うことに配慮してほしいと思います。

そして、不安に思っていることは食だけではないこと、健康についても心配、将来についても心
配しているということがとてもわかりました。

また、測定する量が1キロということなので、500グラムというところもあるらしいのですが、
検査をするときの量を少なくしてほしい、時間をかけずに早く結果を出してほしいことです。検査
に出して、検査の結果を待っているうちに食べてしまうこともあるわけですから、早く知らせてほ
しいと思います。

また、玄米以外でも、なるべく検査をする検体というか、試料の数を増やして、安全、安心をも
うちょっと私たちに知らせてほしい。こういったことが風評被害を減らすことになるのではないかと
期待しております。

また、皆様は健康についてとても心配しております。通常健康診断も私たちは受けておりますので、そのとき同時に甲状腺検査であるとか、それからホールボディー検査、全員が無理であれば、希望者だけでも全員検査をしてほしいと思います。

また、子どもさんがいる方の中には心配して避難をしている方もいます。県外にもたくさんの方が避難しています。そういった家庭への支援や私たち県民への情報提供、更に相談窓口をこれからもっと充実させてほしいと思いました。

以上で私たちの団体のアンケート調査結果の発表を終わります。これまでも学んできましたが、これからもこのような機会を捉えて、私たちも勉強していかなくてはいけないと思いました。以上です。どうもありがとうございました。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございました。

それでは、しばらく時間をいただいて、この壇上に上がっていますパネリスト、それから先ほどの講演者の中で少し意見交換などを行っていききたいと思います。

まず、数又さんのご報告ですが、J A伊達みらいさん、本当に頑張っていて、大変なご苦勞をされていることがよく分かりました。ご報告の中でちょっと説明がなかったところ、土壌調査のことが、4枚目のスライドにあったかと思います。先ほど安岡さんのお話の中でも、土壌の特性がそれぞれ違って、そのことが植物への吸収に影響があるというようなお話がありましたが、J Aとしては、この土壌調査については、どんな取り組みでどんな考え方を持っていच्छるのか、そのあたり、少し補足説明していただけますか。

○伊達みらい農業協同組合（数又）　土壌調査なのですが、まず、昨年、水田の約2,000ヘクタール、当管内はありますが、線量関係といわゆる土壌分析関係、これは土壌成分も含めて100メッシュで取り組みました。これについては、当管内、約3,000カ所弱であります、したがって、安岡室長さんからあったように、当管内もいろんな地域というか、温度差がある地帯であります。ただ、土壌バクレルで、例えば水稻、米の玄米が左右されるというのはほとんどない。ただ、土壌成分を調査してみると、放射能でなくて通常の土壌成分の、例えばC E Cあるいはお話にあったカリ関係、これについては、我々が従前思っていた土壌の内容、C E Cが地域というか、地帯によって大きく違うと。土壌の胃袋が非常に小さい、土壌がはっきりします。それから、カリウム関係も同じことが言われて、やはりC E Cを高める考え方とカリの施用について対応していけば水稻は十分対応できていくと、このような考えを持っております。

なお、畑地についても、500メッシュで果樹園を中心に土壌採取、サンプル調査を終わらして、今マップに落としているということでありまして、この辺が、水田については当然対策はできる、畑地については、除染後、地上部の対策が終わって、では土壌的にどういうふうに対策するのかということが一つのこれから課題になっていくだろうと、このように思っております。以上です。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございました。

今日は伊達みらいさんのお話を伺ったのですけれども、ほかのJAはどうなっているのだろうかとか、あるいは福島県は非常に頑張っているけれども、ほかの県は一体どうなのだろうかというふうに疑問に思うこともあるのです。例えば吸収抑制対策であるとか、あるいは農産物の検査体制について、他の地域がどうなっていて、伊達みらいさんの特色はどんなところにあるかというあたりを、国の専門家から少しご説明いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○農林水産省（安岡） 農林水産省でございます。

福島以外の取り組みというご質問でした。福島以外にも高い値が見られたところが特に23年産にはございました。そういう高い値が見られたところについては、米に関しては、今数又さんのほうからお話がかったカリ肥料を使った吸収抑制対策等に取り組んでいただいています。結果として、福島県以外の地域についても、去年に比べると低減することができたというのが現状でございます。

畜産物なんかもそうです。餌の管理というのは、福島だけで止まらない話で、他の県についても、飼養管理のほか、検査についても全頭検査、全戸検査等をしていただいています。そういう意味では、他の県についても過去の検査結果に基づいて、必要なところについては対策をやっていただいているところです。今日見ていただいたデータというのは福島だけのデータではないのです。他県も含めて超過は減ってきているというのが今の現状だろうと思います。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。

それでは、数又さんのご報告を聞いていただいて、日野さん、それから田崎さんのほうからどんな印象なりあるいはお考えを持たれたか、一言ずつお願いしたいと思います。

○コープふくしま（日野） 先ほど田崎さんのアンケート結果をお話しいただきまして、消費者の方々は県内産をなかなか利用しない、買わないというお話がありました。私どものほうで行いました食事調査の場合は、食材、何を食べたかというのを全て記入していただいたのですが、産地は福島県産のものをほとんどの方が摂取しておりました。気にしていらっしゃるという、やっぱり子どもには食べさせたくないという家庭でも、福島県産は全く使わないという家庭は珍しくて、ほとんどの家庭では使っていました。

あと、データの中の検出された家庭、検出されなかった家庭でも、自家栽培のものを利用されている方とか、あと県内のものをほとんど食べているという家庭も中に入っていました、それでも検出されていない家庭もあったので、こういったことをいろいろと広くお伝えしていくことも必要かなと、私の中では今回田崎さんの話とかを聞かせていただいて思いました。

○コーディネーター（塩谷） すみません。数又さんのような生産者の方の取り組みについてどうお感じになったのか、あるいはこういったところももう少しやってほしいとか、何かありましたらお願いします。

○コープふくしま（日野） 失礼しました。

私のほうにはそういった情報が入ってきていたのですが、なかなか一般の消費者の方には伝わりにくいところがあると思いますので、そういったことをもう少しわかる方向で案内していただけたらいいのかなと思います。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

それでは、田崎さんはどんなふうにお感じになりましたか。先ほどのアンケートの中には、とにかく全部測ってほしいという消費者の意見もあったようですが。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎）　農家の方のご苦労というのは、報道や新聞などを見て、福島の実状ってすごく大変だということを感じました。しかしながら、一般の方は、イメージやただ何となくということから行動していたのではないかなと思うのです。ですからこのような機会をたくさんつくって、除染をしていることや、検査の結果数字的にも小さいということが皆さんわかると、今まで買わなかったものも買えるのではないかと思います。

消費者団体は、ちょっとでも入っていたら買わないというよりは、できれば応援したいのです。農家の方を応援する。今までもこれからも、私たち消費者が応援できるのは、やっぱり地元のものを買うこと、それが農家の応援につながっていると思っています。買いたくないと思っている人は誰もいないと思います。安全で安心だよというのが、これからもこのような形で伝わればと思います。また学習したり、数字的な意味を知ったり、こういうふうにすると大丈夫だよというのが、わかるとよいと思います。

私たちも、食べものに放射線がゼロではないだろうと思っています。ですから、どうしたらいいかというのも私たちは考えなくてはならないと思っています。食の安全・安心アカデミーなどでも話を聞きましたが、調理法を工夫するだけでも口から入る量を減らすことができる。流水でよく洗う、きれいに米を研ぐ、あるいはゆでることで随分減らせるとお聞きしました。ですから、ゼロではないにしても、そういった工夫することで少しは安心できるのではないのでしょうか。そういった別な面からも安心材料を提供していく必要があると思いました。農家のみなさん、頑張ってください。ありがとうございます。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

数又さんのご報告の最後に、行政へのお願いということで、消費者がわかりやすく、正しい放射能知識の周知が必要ということが書かれています。今、お二方のほうから生産者も消費者に対して情報発信をしてほしいというお話がありましたが、やはり生産者だけではなくて、行政の力というのも大きいのかなと思います。今日のようなシンポジウムも、こうしたリスクコミュニケーションの一つとして開催されているのだらうと思います。

数又さん、前半のお三方の講演などを聞いていただきながら、行政にどんな形で正しい知識を広めてほしいとお考えか、もう少しお話しいただけますか。

○伊達みらい農業協同組合（数又） 表現の仕方がそういう形になってしまったのですが、先ほども、「Q&A」にあったように、いろんな、今日出席の方とかここに上がっている方について、ある程度の理解は十分しているというふうに私は思っております。

ただ、申しわけないのですが、マスメディア関係含めて、いろんな雑誌等々を含めて、一般消費者、国民の方が本当に正しい知識を放射能、放射線について持っておられるのかということだと私は思っているのです。したがって、先ほどもちょっと申し上げましたが、私も塩化カリのそういうのを資料に出していいとか、これも悩みました、正直な話。そういう、塩化カリだって自然の放射性物質ですよ、カリウム40ということであるわけです。ですから、我々農業者もそういう知識がなかったというのもこれは1つあるだろうと。

さらに、本当にいろんな情報があるのですが、私も含めて、1つは、そういういろんな情報をそしゃくして、選んで考えるということも、2年過ぎますと、考え方としては必要だろうと。もちろん、申しわけないですが、マスメディア関係等についても当然そしゃくするという、我々が、これも必要なことだろうと私は思っております。

そんなことで、我々農業者含めていろんな、各行政、国、各市町村、お世話にならないと、現実いろんな事業はできないのです。もう少し、一般消費者、国民がわかりやすい、単純な何らかの周知ができないものかと、そういうお願いが1つあります。

あと、こういう農業者にとっては、放射能は取ることはできないというのは当たり前だと思います。それを一つ一つ、できることから、こういう産地としては、一つ一つなのです、これは。それをきちっとやって、我々農協が地域の組合員組織と一緒に共同で行う必要があると思います。この問題については、当然、最終的には結果が出るものというふうにも信じてやっていく必要があるだろうと。ちょっととりとめない話にもなったのですが、そんな思いも含めて書かせていただきました。以上であります。

○コーディネーター（塩谷） 周知の仕方ということに関連して、日野さん、それから田崎さんのほうからも、前半の講演を聞いていただいて、このあたりがわかりやすかったけれども、もう少し、消費者の方にはこういった伝え方、あるいはこういう内容も伝えていく必要があるのではないかなというように、何かお気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎） 消費者は文字が小さかったりすると、もうその時点で見なかったりします。高齢の方の中には苦手意識もあってインターネットの活用ができない方もいらっしゃると思いますので、情報を得る手段が限られるかもしれません。しかし、インターネットを活用できる方は、そこから沢山の情報が得られる状況にあります。報道機関を通じて、例えばテレビとか新聞などを見て情報を得ることが多い場合、自分の判断基準というよりは、周りに流されてしまうこともあるかもしれません。これからはさまざまな機会をとらえて、自分としての判断基準、これなら大丈夫、隣の人はちょっと心配と言っていたけれども、私はこの部分は大丈夫という判断

基準を持つことが大切ではないでしょうか。自分で自分の身を守るためにも、安心するためにもそういう努力は必要ではないでしょうか。生産者も消費者も両者努力しなくてはいけないと思いました。

私たち消費者は、購入したものを自宅で食べます。安全だよ、安心だよと言われても、お店に行ったときに、本当にこれが安全なものか、手に取るときに心配になると思うのです。福島県では、お米は全部測るようになりました。これからは野菜に関する情報もわかるようにしていくようです。お聞きしたのは、QRコードでわかることや、パソコンで見られるのでお店で見てくださいということでした。私もお店に行って、このスーパーにはそのパソコンが置いてあるかと思い探しました。確かにお店には置いてありましたが、目立つところではなくて、サービスカウンターの端のほうに置いてありました。私は意識して探したから見つかったと思うのです。お店の方をお願いしたいのですが、そういった情報が見られることを買い物に来た方にちょっと一声かけていただくことや、知らせていただけたらと思いました。以上です。

○コーディネーター（塩谷） 消費者への情報の伝え方ということで、お店に対する要望も出ましたが、日野さん、いかがですか。

○コープふくしま（日野） そういったこともかなり重要だと思います。

それと、産地でどういったことが行われているかということ、新聞報道だけではどうしても信用できないという方がまだ大多数いらっしゃると思います。そういった方には、やっぱりその現場を見ていただくということがかなり重要かと思えます。現に、大分からとか東海方面からお越しになった方々は、伊達みらいさんの産地見学をして、実際見てみると、ああ、こういった努力をしているのだということを確認していただいて、とても安心させてご利用を広げていただいています。そういったことを踏まえると、全く理解できない、全く放射能は嫌ですという方が2割ほどまだいらっしゃいます。理解しているので、大体大丈夫ですとわかってくださって利用していただいている方も同じぐらいいらっしゃって、残りの6割ぐらいの考え方をどのように、移動させるというのは変ですけれども、理解していただくように努めるかということが今後の重要な課題となると思います。やっぱり、少しずつでも理解を広げて深めていただくことが、丁寧なフォローが必要かと思えます。以上です。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。

それでは、次に日野さんのご報告をめぐってなのですが、本当に、コープふくしまさんも、広範囲な活動をされているなというふうに改めて思いました。特に陰膳方式で、実際に調理が済んだ後、こういった形で体内に取り込んでいるのかを測定することは非常に重要なことですし、それがどの程度体内に残留しているかを測るホールボディーカウンターとの組み合わせも非常に重要なことかなと思います。

これまでの結果からは、思ったほど深刻な状況ではないことが分かっているようですが、実際に値が高かった方の食生活というのはどのようなものだったかという分析は進んでいるのでしょうか。

○コープふくしま（日野） まだセシウムが検出された方自体の件数が少ないものですから、全てを、これが原因だろうということもわからないというのが正直なところで、例えば検出された方とされていない方がほとんど同じようなメニューを食べている場合でも、出た、出ないというのがあったりとか、あとは産地を全部記入していただいているのですが、県産のお米を食べていない方でも出ている方もいますし、一概にこれが原因というものはわからないと思います。天然のキノコを召し上がった方がいらして、その方は確実に出ましたが、そういった、出回っていない、こういったものは召し上がらないでくださいということが報道でされているにもかかわらず、ちょっと試しにみたいな形で調査にご協力いただいた方もいらしたので、通常の生活を送っている方が全て、1割の程度の方が出るとか出ないとかということとは、またちょっと違うと思います。

○コーディネーター（塩谷） なるほど、まだ今の段階では原因がわからない部分もあり、今後解明していかなければいけないということですね。

日野さんのお話の中で印象的だったのは、後の田崎さんのお話とも関連しますけれども、内部被ばくの問題だけではなくて、外部被ばくとセットで考える必要があるということ。やはり、福島に住んでいる者にとっては非常に現実的な問題なのかなと思います。

今日のシンポジウムのメインテーマは「食」ですので、やはり内部被ばくということになるとは思いますが、内部被ばくと外部被ばくとの関連、トータルで捉える、その視点について国のほうではどういうふうなお考えなのか、少し説明していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○内閣府食品安全委員会（篠原） 今日のお話は食品中の放射性物質の安全性の評価という形でやっておりますので、トータルでの被ばく云々ということでは、残念ながらちょっと十分な知見なりお話しできるところがないということです。食品の場合ですと、これは広域な流通が当然あって、我々日本国民、広くどういうふうに考えればいいのか、基礎的な食品、食料として流通しているものを食べていくということができないと我々は生きていけないわけですので、そこの安全をどういう考え方で守っていこうとしているのかということ、まず多くの方にご理解いただいきたいなと考えてやっているということです。

リスク評価についても安全側に立った形で、いろいろなデータ、疫学データであれば、もっと高い数量でも影響が出ないというようなデータもあるわけなのですけれども、確認できる中では、低い部分で影響が検出されているものがあれば、そこを基準にしてリスク評価のところでは使わせていただいていますし、厚生労働省で設定された基準の設定に関しても、今日お聞きになればよくわかるかと思うのですけれども、非常に厳しい、現実的にはこんなことはあり得ないと考えられるよ

うな条件で考え、それをさらにモニタリングすることで確認していこうという形で食の安全を守っているということです。

ただ、今の冒頭で説明のありましたリスク分析という考え方で、今のような形で取り組んでいて、各検査結果というだけではなくて、システムとして、全体の生産から消費まで見る中で安全をどうやって守っていくのかという考え方、まさに科学的な知見に基づいて対策をとられている生産現場での取り組みを含めて理解をしていくことで安全を確保して、また信頼を確保していこうという取り組みが、こういう事故が起こりますとなかなか理解してもらえないというところは非常に残念なところなのでありますけれども、食の安全をこういう形で守ろうという取り組みや仕組みで動いているということを理解してもらい、その上でさらに外部の被ばくの点といった部分は、考えていただくというようなことではないかなというふうに思います。

すみませんが、外部被ばくとの一体ということで、ちょっとお話が十分できないものですから、こんな内容ですけれども、よろしくお願いします。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。

それでは、数又さんと田崎さんから、コープふくしまさんの取り組みについて一言ずつお願いしたいと思います。

○伊達みらい農業協同組合（数又） コープの日野さんからお話があったように、当時、過去からいろんな、お互いに協同間協同ということで青果物でお世話になっておりました。初年度目、昨年、こういういろんな他コープさんからも、ふくしまコープさんからご紹介いただいて、先ほどの東海さんなり、いろんな取り組みをさせていただきました。こういうことを1つずつ積み重ねているのと、外部から見ているだけではなかなかそれらの情報が、本当の情報になかなか到達しないという部分もありますし、当然、我々ももっと別な形で、このような取り組みをわかりやすくお知らせするという努力も必要だというふうにも考えております。ただ、お互いその内容をきちっと理解して取り組んでいくというスタンスが、非常に大切かというふうに思っております。

少し長くなって申しわけないのですが、いろんな流通、青果物の、今、昨年、一昨年と、若干ずつ変わってきているように私は思っております。ただ、極端に言わせてもらえば、いろんな量販店さんございますが、大きく2つの考え方が出てきているのです。1つは、その会社としての責任、経営者がどういうふうな判断をしている、考え方をしているかと。あるいはもう一つは、いろんな地域のバイヤーさん、責任者がおられますから、その方がどういうふうに考えているか、これによって大きく変わるのですね、流通、JAからの出荷の関係など。ですから、いろんな量販店さんも分析しますから、特に桃なんかは1品目10日ぐらいしかないのですね、出荷期間。そうしてきますと、自社分析をしますから、数日かかります。そうすると、その中で1品種は終わってしまうと、これが現実の姿なのです。ですから、そういうことが量販店さん、これも申しわけないですが、考え方が大別すると2通りあって、それが時期的にずれていくと、したがって、いろんな流通が鈍化

するというのも一つの風評に、見えないのですが、そういうのも中にはあるということも申し上げておきたいというふうに思います。以上であります。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

田崎さん、お願いします。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎）　コープで取り組まれているこういった検査は、私たちに安心を与えてくれると思います。

ただし、先ほどの私たちのアンケートにありましたように、検査に対する不信感を持っている方も中にはいるのです。その数字が本当にきちんとした正しい数字かどうかということを考えると、100世帯ではなく、もう少し増やしていただけないでしょうか。今後も長期間検査をしてそれを公表していただきたいと思います。100世帯で十分と思う人もいらっしゃるでしょうが、私は100世帯では少ないのではないかと考えております。希望する家庭の方がいれば参加できるでしょうか、あるいは地域によっても違って来るかもしれませんので、いろんな地域の方を測っていただきたいです。家族構成などいろいろな条件で違って来るかもしれないので、その点を考慮してお願いしたいと思います。安心できる数字であるとは思いますが、消費者ひとりひとりがそれを信用するか、安心するかというのはそれぞれ違って来るのではないかと思います。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

それでは、田崎さんのご報告に関連してですが、1つは食品検査にかかわって、1キログラムの検体をつぶすのが大変で時間もかかる、もっと簡易な測定方法がないのだろうかという話だと思うのですが、そのあたり、技術開発も含めて現状がどうなのか、国のほうからもし情報があれば提供していただきたいと思います。

○厚生労働省（鈴木）　簡易な検査方法の開発という観点かと思いますが、厚生労働省のほうでは、検査に使える方法論として、ゲルマニウム半導体検出器という、非常に高価で、しっかりした検査機関でないとできないものと、それからスクリーニング法という、もう少し簡便なものを通知させていただいています。このスクリーニング法というものについても、まだまだ、それでも十分簡便ではないと、もっともっと効率的なものが必要なのではないかとのご意見をいただいているのかと思います。これについては、まだ今後の技術開発を待たなければいけないような状況です。けれども、一定の精度とか本当にスクリーニングの性能というものが満たせるようなものが開発されていけば、現在のスクリーニング法の通知の範囲でもその機器を使えるように、そういうふうな形で通知を出させていただいていますので、今後開発が待たれていくというところではないかなと思います。

○コーディネーター（塩谷）　まだ技術的に開発の余地ありということですね。厚労省の鈴木さんにはもう一つお話ししたいのですけれども、このアンケートを見ると、健康調査、具体的には甲状腺検査であるとかホールボディー検査に対する要望が強いようです。やはり健康というのが一

つのキーワードになると思いますけれども、この部分について、厚労省なり国の対応なりお考えと
いうのはどういったものなのでしょうか。

○厚生労働省（鈴木） 国としましては、健康調査であるとかホールボディーカウンターを使った線
量の測定といったことについては、環境省やそのもとにあります原子力規制庁等々が所管をしてい
るという形になっているのですけれども、そういったところで、福島県さんとも協力をさせていただ
いて、住民の皆様の健康管理調査というものを実施いただいているというふうに認識をしております。

それから、食品の内部被ばくにつきましては、コープふくしまさんからご紹介がありましたけ
れども、陰膳調査というものを国でも実施をしております。それから、陰膳だけではなく、もう一
つ、マーケットバスケット調査という別の手法で食品からの内部被ばく量を推計する方法があるの
ですけれども、こういったものも実施をして、福島県、それから全国の方々がどれくらいの内部被
ばくをしているのかというのを正確に把握して、対策に生かすようにしております。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。実際に住んでいますと、年齢であるとか居住
地域の壁でなかなか受けられないという実態があるものですから、敢えて伺いました。

もう一点だけ、少し皆さんからご意見をいただきたいのが表示の問題です。消費者の方もいろ
いろなお考えはあるのですが、アンケート回答者からのご意見、ご要望の中に、100未満でも食
品にベクレル表示をとという意見があります。基準値というのは、99であるから安全だというのでは
なく、100を下回れば出荷してもいいよという意味合いだろうと思います。さらに、実際市場に出
回っているものからはそれほど高い数値は出ていないのが実態だろうと思うのですが、ではどこま
での表示を消費者の方が望み、そして小売あるいは生産者が対応できるのかというのはやはり大き
な課題ではないかなと思うのです。いろいろなご意見があるということ踏まえて、田崎さんは、
消費者の皆さんがどんなことを望んでおられるのか、個人的なご意見でも結構ですし、あるいはこ
ういう意見がありますよということでも結構ですので、少し補足していただけますか。

○福島県消費者団体連絡協議会（田崎） それぞれ1個に線量やそれを測った結果をつけるというの
は難しいかもしれません。しかし、アンケートのご意見やご希望を見ますと、測った結果がND、
検出せずというのは表示してもらえるとよいのではないかなと思います。基準値以内ですと言われ
ても、先ほどのように99あるのではないか、もしかして1なのか、2なのかなというようにすごく
その幅があるのです。ですから、検出せずというのがわかれば、それで全然印象が違うと思います。
もし福島はNDというのがほとんどでしたということがわかると、私たち買う側もそうですが、周
りの方の、福島県外の方の風評を減らすことにもなるのではないかなと思います。ですから、可能な
範囲で表示していただけないでしょうか。昨年、贈答用をお願いした時、果樹生産者が測った結果
を知らせてきました。このぐらいなら安心だと思いそれを知人に送ったことがあります。このよう
に自分で確かめられる数字があれば、購入するきっかけになり、身近になると思いました。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

それでは、数又さん、それから日野さんからもしあれば、今の点、いかがでしょうか。

○伊達みらい農業協同組合（数又）　全てに表示するというのは、現実的に不可能なのです。実際、ゲルマニウム半導体であってもNaIであっても、基本的には破壊して分析するわけですから、全部分析するとなると、これは現実的に不可能だと、現在ではですよ、将来はわかりません。したがって、NDというお話もあったのですが、表示して本当にどうなのかというのは私も今ちょっと疑問はあるのです。消費者の方からいえば、NDだけ表示して、では本当に流通されるのかと、その辺だと思うのです。したがって、セシウムだけ、あるいは先ほどのカリウム40の、その辺もどうなのかという話になってしまうと思うのです。だから、今は主に放射性物質のセシウムの議論ですから、ちょっと食い違ってくると思うのですが、本当にベクレルを表示して、先ほどの99で果たしてどうなのでしょうかと。40だと買ってくれるのか、30だと買うのか、NDだと買うのか、非常にこのところは難しいというふうに私は思います。以上です。

○コープふくしま（日野）　私も、ちょっと難しいというか、その必要が、どこまで求められているのかというところがちょっと疑問なのですが、例えばハウレンソウ1キログラムを測って、ゲルマニウム半導体検出器にやった場合は全部粉碎して、下限値によってやっぱり測る時間が違うのです。そうすると、鮮度の問題とか、あと検出したものというか、その検体に関しては売り物にならないということも考えると、全部表示するのは不可能だと思います。細かく刻んで、例えば炊き込み御飯の素にするという食べ物を、例えば離乳食みたいに細かくしてしまうものを検体に出したとしたら、それは食べられるかもしれませんが、形あるものを全部検査するというのは不可能ではないかなというのと、あと測定器によって下限値とか、測定時間によっても下限値が変わるので、検査団体とか検査方法、物によって下限値が変わると、全てNDと表示することの意味が同じではないのではないかなと思うのです。20ベクレルが下限値ですと言っているものと、100ベクレルぎりぎり、短い時間で100まで測れましたと、それにはNDでしたといったことと同じ商品ではないと思うので、それは全てNDで表示が同じ意味とは言えないと思うのです。そうすると、測り方の基準がきちんとしていないとNDの意味がないと思います。以上です。

○コーディネーター（塩谷）　なかなか難しいですね。測る機器であるとか時間であるとか、それによって数値の持つ意味合いが違ってくるというお話だと思います。

○コーディネーター（塩谷）　それでは、ここからは会場の皆さんからも、先ほどのご講演あるいはご報告に対してのご意見あるいはご質問も出していただきながら、最大4時20分をめどに進めていきたいと思います。

ご発言される方は、挙手をしていただくとマイクを持っていきます。恐れ入りますが、できるだけ多くの方に発言をしていただきたいので、質問は1つ、2つ、あるいは2分程度でおさめていただけるとありがたいです。それでは、いかがでしょうか。

○質問者A（大内） 今日ありがとうございます。所属も言ったほうがいいのですか。

○コーディネーター（塩谷） 差し支えなければ、ご所属とお名前をお願いします。

○質問者A（大内） 福島市議会議員をやっています大内と申します。

厚労省から今日いただいた資料の7ページ目に関して、農水省の方の見解も含めてちょっとお伺いしたいのですが、先ほど農水省の方は、土壌の汚染の濃度とか、あと土壌からの移行係数はあまり関係ないというようなお話をしたのですけれども、厚労省からいただいた7ページのところには、そのデータをもとに年代別に計算できるから、結局、基準値はセシウムだけ測るのでいいのですよというような、資料に書いてあるのですけれども、それがそもそも国が示しているようなところでダブルスタンダードになっているのではないかなというところに関しての見解をいただきたいのと、あと、実際に私も小さい子どもを持っている親なのですけれども、セシウム以外、例えばルテニウムに関しては体に入らないかもしれないけれども、ストロンチウムだったりとか、一番はストロンチウムだと思うのですけれども、時間がかかるから測らないというのは、申しわけないけれども、福島の人から言わせるとちょっとないのではないのかなと。時間がかかったとしても、それが全部できなかったとしても、サンプルだったとしても、ストロンチウムないしルテニウム、これは一応測った上でありませんでしたというような、そういったすべからず検査する体制というか、消費者に対してそういうふうに提示していただきたいものだなというふうに思っているのですけれども、その辺の回答をいただければと思います。

○コーディネーター（塩谷） ありがとうございます。

それでは、今ご質問が2点ありましたので、よろしくお願いします。

○厚生労働省（鈴木） そうしますと、ご質問、1点目の部分ですけれども、農水省からも補足があると思いますけれども、基本的には、土壌の濃度からの移行係数があまり関係ないという意味ではなくて、カリウムの濃度などを考慮すると、そちらのファクターが効いていたということではなかったかなと思います。ちょっと、そちらは補足があるかと思います。

厚労省が使っている移行係数というのは、国際機関が出しているデータであったり、それから国内の複数の研究機関が出しているデータであったりというものを全部参照しまして、その中で原則として一番厳しいものを、基準値として厳しくなる方向のものを選んで使っているということです。専門家の先生方の議論の中でも、そこまで安全サイドの想定を置く必要はないのではないかなという意見もあったほどになっていますので、そういった意味では、ある意味、別の、単純な移行係数以外のファクターとかも読み込めるようにと、そういう安全の余裕をかなり持ってつくっている

という、科学的にはそういうふうと考えられると思いますので、そこは多少のずれがあっても余裕があるというふうに聞いております。

それから、ストロンチウムを実際に測る必要があるのではないかという点ですけれども、ご指摘のとおり、もしそういったストロンチウムの検査というものが各自治体様のほうで多数の食品について行うということができればそれが理想的なのかもしれませんが、本来の目的は、あくまで流通する食品の全てが安全な食品だけになっているということが目的ですので、どうしてもストロンチウム90は測定するのに時間がかかってしまうという現実があって、必要な検査件数が確保できないという問題がありますので、それであれば、比率を用いてセシウムで管理するということのほうがむしろ安全に資すると、そういったような考えがあってこの辺は対応しております。ただ、あくまで比率という、ある意味そういう想定を用いてつくられた基準値ですので、その基準が妥当なものであるか、その比率というものが想定範囲にあるのかということは、専門家の先生方に今測定をしていただいておりますので、それが正しいということを検証しているところであります。

○農林水産省（安岡） 簡単に補足をさせていただきます。

私が示したデータというのは、当然、米に関していえば、土壌から根を通じて吸いますので、土壌中に含まれるセシウムというのはすごく大事です。ですが、単純に皆さん捉えてしまう傾向があって、土壌の濃度が決まれば、それによって玄米の濃度が決まるのではないかと考えていらっしゃる方がいたりするので、実際のデータはこうなっていますよというのを示すためにお示ししました。要は、他のファクターも影響して決まっているのだということです。

実際、土壌から農作物への移行のしやすさは、それぞれ品目ごとにばらつきはありますけれども、どの程度の水準かということは評価されています。

そういう2つの話があって、現場としては、土壌の濃度だけではなくて、今回の私の説明でいうとカリとか、そんなもので決まっているということをご説明させていただいたということです。

○コーディネーター（塩谷） 1点目に関しては、土壌の汚染度だけではないということでご理解いただけたと思うのですが、質問者の方、いかがですか、今のお答えでよろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。それでは、後ろの白いセーターの方、お願いします。

○質問者B（佐藤） 福島市から参りました。主婦なのですが、小学校の養護教諭をしております佐藤と申します。福島市の子どもたちに白血病とか、そんな健康被害は絶対出てほしくないなと元養護教諭として思っております、今日来させていただきました。JAの方、酪農家の方はじめ、本当にすごい努力で安心、安全なものを作ってくださっているなと実感しました。それから、コープふくしまの検証も本当に安全、安心につながるなと思いました。あと、消費者代表の田崎さんの研究、調査結果も、なるほど、本当にそうだなと思って、私たちの声を代弁してくださっているなと思って聞いておりました。本当にありがとうございました。

内閣府食品安全委員会の篠原さんにちょっとお願いというか、なのですが、ミリシーベル

トへの換算なのですけれども、結局、ベクレルからミリシーベルトにはエネルギーでしか換算していないわけで、カリウムとセシウムとで何ミリシーベルトでしたというミリシーベルトの話なのですけれども、それはエネルギーでしか換算していないわけなので、体への影響度が全然違うわけで、カリウムと比べてセシウムは分子が大きいので、一回体の細胞に入り込むと出にくいものですから、体に蓄積しやすいということで、それはICRPのパブリケーション111という、72とか84とかでなくて、2009年のパブリケーション111の21ページに、セシウムの1回摂取と、あと続けて摂取したらどうなるかというグラフがありますので、本当に皆さんおわかりだと思えるのですけれども。ミリシーベルトへの換算で、1ミリシーベルトよりずっと低いので安心ですよというのが、本当に安心にはつながるのですけれども、それが安心し過ぎてしまって、ああ、全然大丈夫なのだなということになって注意喚起を怠ってしまって、ちょっと気をつけたほうがいいのかも食べてしまって、それでこれから、例えば放射性ストロンチウムとかは水に溶けやすくて、一回体の中に入ってしまうと、骨に入り込んでしまうと一生取れないので、預託実効線量が子どもは70年、大人は50年として換算されているというふうに原子力学会の対話集会のときにお聞きしたので、本当に放射性ストロンチウムというのは水に溶けているので気をつけなくてはならないのだなということを思ったのですけれども。ミリシーベルトと一緒にたに換算できる、例えばこれをカロリーに直せば、お肉、200キロカロリーだから大丈夫ですとか、バランスよく食べて200キロカロリーだからいいですよとか、そういうのと似ているなと思って、一緒にたにミリシーベルトに換算してしまうというのは、これからの健康被害を起こしてしまいかねないので、ちょっとこれはどうなのかなということのと、あと、インドと広島、長崎の結果から参考になっているということだったので、2011年の4月にウクライナ政府報告書というのが出ていまして、チェルノブイリの実際の実験事故のことから出ている報告書なので、ぜひそちらのほうを参考に、本当に福島市の子どもたちから絶対病気とかが出ないようにしていただきたいなと思っております。

福島市の水道水も、水道局に確認しましたら、測っていますよ、全然大丈夫ですと最初は言われたのですけれども、どこで測っているのですかとかどンドン聞いていったら、実はまだ測っていないというふうに去年の段階で言われて、もう結果が出た頃だと思って確認したら、考察をつけてこれから発表しますというようなお返事だったので、やっぱりそういうことだと安心できないと思うので、私たちが安心できるような政策でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○コーディネーター（塩谷） いろいろ論点があったかと思いますが、お答えできる範囲でよろしくをお願いします。

○内閣府食品安全委員会（篠原） 子どもたち含めて、みんなの安心なり安全が確実に守られるようにしたいという気持ちは当然だと思います。我々食品安全に携わる者も、当然、そういう安全をどうやって守っていくのかという視点で取り組んでいるという点をご理解いただきたい。だからこ

そ、安全側に立つような形で評価も行い、基準設定も、安全側に立った前提条件でつくっていくというお話があったと思いますので、その点ご理解いただければなというふうに思います。

中で、実効線量係数のお話の考え方ということですが、例えば各放射性物質が崩壊して出すエネルギーとかを単純に足しているとか、そういう話ではありませんで、実際にはそれがどういうふうに体の中に取り込んだ場合に分布するのかとか、代謝されてどのくらいどこでとどまるのかといったようなものも考慮して、現在の、しかも各世代別とかで設定はされています。ご心配されているような部分に関しては、もちろん現時点の科学技術水準に則ってということですので、さらに研究なり進んでいく中で少しずつ変わってくるところもあるかもしれませんが、現在得られている知見からして妥当と思われる水準で決められています。

それから、50年間とか、子どもの場合ですと70年間に受けるであろう線量で計算されているというのも、70年間とか50年間、ずっと受け続けるという意味ではないわけです。その物質の動態がありますので、体の中でどういうふうにあるのか。またそれから、半減期自体も、物理学的な半減期もありますので、その辺も考慮しますと、もちろん大半の被ばくは、早い段階で被ばくをして、ずっと減少して、50年目なんていうのはほとんどないという状態にはなると思うのですが、一応そのような考え方で設定されている実効線量係数というものをご紹介はさせていただいたということでもあります。こういうものを、現時点で得られる科学的な知見を使って、安全側に立つような形で評価、それから基準設定をしているという点でご理解をいただけるとうれしいなというふうに思います。また、そんなふうに、今日のお話なり聞いていただいて、少し考えていただけるといいのではないかなというふうに思いました。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

とにかく、福島の皆さんはものすごく勉強されているので、資料を見ると、核種ごとの各臓器に対する影響が書いていないではないとか、がんだけが問題なのかとか、いろんなことが多分目に入ってくるのだと思います。恐らくそういったところも踏まえて、研究は進められているのでしょうが、福島で住んでいると心配が尽きないのかなと伺いました。

会場の借りている時間が迫ってきているということなので、できればもうお一方ぐらいでとどめさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それでは、前から3列目の方、お願いします。

○質問者C（志水）　本宮市から来ました志水といいます。

先ほど消費者代表者ということでアンケートの調査結果というのが出ていたのですがけれども、私の子どもが通っている小学校でも、24年の夏に給食に関するアンケートというのを事故後1年経って、やっと取ることができたのですがけれども、その中で、子育て世代ですので、ほとんど30代、20代から40代前半のアンケート結果でいきますと、給食に限定してですがけれども、全く不安がないとい

う方は12%で、不安はあるのだけれども、情報公開でとりあえず安心を感じているという方が50%、情報公開されているのだけれども、不安だという方がやっぱり4割いらっしゃったのです。

その中身を聞くと、食材というと、本宮の場合ですと、その時点で、野菜というか、米については地元のもの、牛乳は福島県産、それ以外の食材は県外産ということでしたけれども、不安を抱えている方の多くが、6割から7割の方が米と牛乳と、あと野菜、魚という結果が出たのです。なぜ不安なのかというと、検査が本当に正しいのかというところの不安を抱えている方が結構多くて、そのほかに、知りたい情報が得られないというか、安全ですということは、怪しいものではありませんと言っただけなのですけれども、その検査の結果もですけれども、どこからサンプリングしてきて、どの程度頻度があつてというところの情報公開がないので、結果が出ていても不安であるということがあつたのです。

例えば検査方法についてなのですけれども、どなたに聞けばいいかわからないのですが、食品成分表だと、この成分を検出するためにはこういう方法と決まっているのですけれども、放射能の場合だと、どういうふうにするという手順というのが全部、どこのメーカーさんとかどこのJAさんであり、自治体で測っても同じ手順になっているのかということと、あと食品に含まれる水分ですか、京都大学の何とか先生というのは、フリーズドライで測らないとだめなのみたいなおしやっている方もいらっしゃったので、でも、私たちも日常的に生活していると、生えている草は放射線ってあまりないのだけれども、刈り取った草からは、放射線って結構高く出るとなると、水分がある食品とない食品では、例えば大根と切り干し大根だと、同じものを測ってもNDになるのか、検出されるのかとか、そういう細かい点での不安もあるので、その辺のところというのはこういう形という手順が決まっているのかということ。

あと、検査のサンプリングの方法なのですけれども、米と牛肉は全数検査で、牛乳についてもほぼ全数なのですけれども、穀類に関しては市町村単位での検査になっていて、旧市町村単位の検査で、野菜に関しては市町村単位となって、何か食材によってそれもばらばらなのです。そうすると、米については全数検査だから安心なのだけれども、野菜に関しては、特に本宮の場合ですと、先ほどの地図でもわかるとおり、米の出荷制限とか全数検査をやらないと出荷できない地域と、一応そうではない地域、対象地域、実際は全数検査をやられているのですけれども、そういうふうに横に広くて、実際、本宮市の野菜でNDと出ても、どこの地区なのかというところがたどれないのです。たくさん検査していただいている割には、その情報が明確でないために安心感を持ってないという方もいらっしゃるのです。JA伊達みらいさんですとかJA新ふくしまさんですと、全戸全数検査というのをやられているので、すごくそれはわかりやすいのです。それが一番わかりやすいのですけれども、ほかだとサンプリングなので、そのところをきちっとわかるような仕組みにできないのかなということで、検査の仕組みというところの部署になるのかかわからないのですけれども、お答えいただければと思います。

○コーディネーター（塩谷）　ありがとうございます。

先ほども出ましたが、要するに、自治体なり地域によって検査の仕組みや体制が違うのではないかということと、どういう形で検査しているかということがきちんと情報公開されているのか、という、大きくは2つだと思います。国の担当の方でお答えいただければ、今日は福島県の方もいらしていますので、そちらにマイクを回したいと思いますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（鈴木）　まず、1点目の検査の手順に関するルールというか、仕組み、そういったものですが、こちらについては、厚生労働省からお示しをしている検査法の中で、例えば食品の可食部を検査してくださいとか、そういったルールを設定しておりまして、それに基づいて、各自治体であったり、検査機関の方であったりで、検査をしていただくようお願いをしております。ですので、そのルールがあまりにも変わってしまつて問題になるような形になるということは、基本的にはないようというところで努めております。

それから、特に水分が抜けてしまうような食品の取り扱いですが、放射性物質の基準に関しましては、そういった水分を除くような加工をされた食品についても、濃縮された状態で基準値を満たしていただくようというところでやらせていただいております。

それから、やはり検査の信頼性、検査の結果が本当に正しくて、例えば頻度とかサンプル調査で大丈夫なのかというご指摘ですが、まず厚生労働省を通じて全国の自治体にやっていただいている検査というのは、流通品の安全が確保できるようにということが最終目標ですので、流通している食品であれば安全なようというところで検査を組んでもらえるようお願いをしております。そのための一つの工夫ということで、検査はできるだけ出荷前の段階で行うと、ほとんどの検査は出荷される前のものを検査して、そこでもし超過するような兆候が見られれば、早めに対策を打つ、場合によっては、明らかに超過があるということであれば出荷制限というものを地域的にかけるといふようなことまでして、流通する食品は基準値を満たしているという状況を担保するように努めております。さらに、そうした状況がきちんと確保できているかということについては、流通品の買い上げ調査であるとか、いろいろな方法を組み合わせて検証もしているという形であります。ですので、流通品の安全性というのはそういう形で確保できているというふうにお考えいただければありがたいです。

○コーディネーター（塩谷）　情報公開も含めてお願いします。

○農林水産省（安岡）　ちょっとだけ、今の厚生労働省の説明にフォローさせていただきます。農水省も、厚労省と一緒に検査が適切に行われるよう取り組んでいるところでございます。

私の説明で申し上げたとおり、今年の検査というのは、23年度の検査結果をベースに検査を行っています。ですから、高い値の出やすい品目については濃密に、逆に比較的、野菜のように、どちらかというと最近では基準を超えるものがないものというのは、そういう対応ということで、物によって濃淡をつけて検査をしているところがございます。特に、例えば牛肉などで高い値が出てし

まったといったことがあって、その後のフォローとして全頭検査等を行っているほか、米は元々、国のルールでも結構濃密な検査を、去年の基準超えが出た関係もあって行っており、さらにそれにプラスアルファ、福島県では全袋検査を行っていたということです。品目それぞれの状況に応じて、さらには地域、過去の検査結果などに応じて検査をしているところでございます。

あと、公表に関していうと、サンプルのどこでとったかというのは、旧市町村名ぐらいしか出ていないのが実態ですけれども、データ自身は、ご存じのとおり、厚生労働省のほうで全国の検査結果が全て出るような形になっていますので、見ていただくことが可能です。

サンプリング地点の話がちょっとあって、サンプリング地点も表示してほしいというお話がありました。基本的に私どもが現場でお願いしているのは、地域の中で何点か選ぶときには、例えば地域の中で高くなりやすいところを選ぶようにということをお願いはしています。例えば空間線量の高いところだとか、過去、ほかの物質で、品目で高いものが出たところとか、サンプリングをするときにもそういった地点を選ぶなど工夫をするようお願いしているところです。基本的には、公表ということになると、特定のところがどうか、地点のことを出すというのは、それはそれでまた現場との関係もございまして、旧市町村単位もしくは市町村単位で検査の場所というのは示させていただいているという状況です。以上です。

○コーディネーター（塩谷） 時間が大幅に超過してしまいましたので、このあたりで閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

最後に、私が今日のシンポジウムで感じたことを2点だけ簡単にお話ししたいと思います。国だけではなくて、生産者の方も含めてですが、国民の健康を守るという観点から、川上から川下までの総合的な対策を考えていく必要があるというのがまず1点です。通常時の一般公衆の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトというのが大原則ですので、内部被ばくと外部被ばくの両方のことを含めてトータルに考えていかなければいけないと思います。そして、放射性物質が、水、土壌、大気といった環境から作物、そして体内に取り込まれて残留するまでのすべての過程で、きちんと測定していくということが必要なと思います。

それからもう一つは、リスクコミュニケーションということでいうと、客観的なデータだとか事実を示すということはものすごく大切なのですが、それだけでは、どういうふうに行動すればいいのかという、手がかりがないのではないかという気がします。最終的には個々人の判断ということなのかもしれませんが、では、こういう状況でこういう数値があったときにどうすればいいのか、単に安全、安心だとか危険だとかいうことではなくて、もう少し素材を提供していただく、そういった形でリスクコミュニケーションが進んでいけばよいのかなと思いました。

では、これでパネルディスカッションを終了したいと思います。壇上の皆様、会場の皆様、本当にどうもありがとうございました。司会を消費者庁に戻したいと思います。いま一度、壇上の皆さんに拍手をお願いしたいと思います。

○司会（岸） 塩谷先生、ありがとうございました。

これで本日の食と放射能のシンポジウムを終了いたします。

会場の皆様、貴重なご意見、ご質問をありがとうございました。また、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

なお、本日冒頭にご紹介した除染情報プラザの講座に参加を希望される方は、受付にて登録しておりますので、直接おいでください。